

綾瀬市民スポーツセンター等 指定管理業務仕様書

令和8年5月
綾瀬市

目次

1	指定管理業務の基本事項	1
(1)	スポーツセンター等の管理運営の基準	1
(2)	管理運営を行うにあたっての留意事項	1
2	スポーツセンター等の施設維持管理の業務内容	3
(1)	施設設備の保守管理	3
(2)	円滑な施設管理運営全般	3
(3)	地震災害時等の対応	4
(4)	暴風・大雨時の対応	4
(5)	その他災害時や緊急時の対応	5
(6)	風水害、降雪等への対策	5
(7)	光熱水費等の支払い	5
(8)	その他	5
3	スポーツ施設運営の基本的な考え方	5
(1)	スポーツ施設の運営についての考え方	6
(2)	開館日、開館時間及び利用料金	7
4	スポーツ施設の運営に関する業務	7
(1)	本業務の目標	7
(2)	業務担当者	7
(3)	事務室での業務	7
(4)	トレーニング室の運営	8
(5)	防災及び防犯	9
(6)	駐車場の管理	9
(7)	その他	9
5	スポーツ施設の維持管理に関する業務	9
(1)	本業務の目標	9
(2)	機械設備の維持管理	10
(3)	各種機器等の定期保守点検	10
(4)	修繕の実施	10
(5)	衛生管理	11
(6)	館内等清掃	11
6	スポーツの振興を図るための事業	11
(1)	目的	11
(2)	事業計画	11
(3)	実施事業	11
(4)	留意点	12

7	その他の業務	12
	(1) 一般開放	12
	(2) 学校体育施設開放	12
8	補足事項	12
	(1) 指定管理期間中に生じた提案の扱い	12
	(2) 選挙時の対応	13
	(3) 自動販売機に係る管理	13
9	情報の管理	13
	(1) 個人情報の保護及び守秘義務	13
	(2) 情報の公開	13
10	業務企画、実施、評価	13
	(1) 事業計画等の作成	13
	(2) 業務報告	13
	(3) 事業評価業務	14
11	管理運営等	15
	(1) リスクの分担及び保険への加入	15
	(2) 管理運営経費等	16
	(3) 物品の帰属等	16
	(4) スポーツ施設の備品等	17
12	指定期間終了後の引継ぎ業務	17
13	リース契約物品	17
14	その他	17
	(1) 文書の管理・保存	17
	(2) 規程、要領等	17
	(3) 複写機	18
	(4) 備品及びリース契約物品の消耗品	18
	(5) ホームページ作成	18
	(6) その他	18
15	特記事項	18
	(1) 疑義の処理	18

綾瀬市民スポーツセンター等指定管理業務仕様書

本仕様書は、「綾瀬市民スポーツセンター等指定管理者募集要項」と一体のものであり、綾瀬市民スポーツセンター、本蓼川テニスコート、蓼川スポーツ広場、早川城山多目的広場、綾瀬スポーツ公園及び光綾公園多目的フィールド（以下「スポーツセンター等」と総称する。）の管理運営を指定管理者が行うにあたり、綾瀬市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及びその基準等を示すものです。

1 指定管理業務の基本事項

(1) スポーツセンター等の管理運営の基準

指定管理者は、以下の基準により業務を実施するものとする。

ア 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うこと。

イ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

業務を行うにあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護に関する法律を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取り扱いについては、取り扱いに関する内部規定を作成し、細心の注意を払うこと。

エ 指定管理業務を通じて取得し、保有する情報の管理については、綾瀬市情報セキュリティ基本方針に従い、情報セキュリティ対策を適切に行うこと。

オ 指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を作成し、市に提出すること。なお、市は指定管理者に対し、定期又は臨時に管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、調査するとともに必要な指示をすることができる。

(2) 管理運営を行うにあたっての留意事項

指定管理者は、管理運営を行うにあたり、次の点に留意しなければならない。

ア 事故の予防及び緊急時の対応

(ア) 施設内での事故の予防策や発生時の対処、災害等緊急時の利用者の避難誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画（安全管理マニュアル等）を作成し、事故の未然防止に万全を期すとともに、緊急事態の発生時は的確に対応すること。

(イ) スポーツセンター等利用者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確に対応すること。

(ウ) 施設内での火災、犯罪等の予防に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

(エ) 災害等により、市がスポーツ施設を市民の避難所として使用する必要が

あると認めるときは、その指示に従うこと。

イ 管理運営規定の作成

スポーツセンター等の管理運営に必要な規定をあらかじめ定め、市に報告すること。

ウ 審議会の諮問等

スポーツ事業の企画、管理運営の報告等について、綾瀬市スポーツ推進審議会の調査、審議に応じること。

エ 帳簿の記録

スポーツセンター等の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記録するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び根拠書類については、次年度の4月1日から起算して、帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。また、これら関係書類について、市が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

オ 綾瀬市役所環境方針に則り、省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理運営を行うこと。

カ 事務系廃棄物の処理

スポーツセンター等の通常業務で発生するゴミについては、市で定められた分別処理を行い、指定管理者が直接、市の許可業者に依頼すること（有料）。市内の自治会等又は市が管理しているゴミ集積場に出すことはできません。

キ 喫煙対策

喫煙対策については、関係法令を遵守すること。なお、スポーツセンター等は禁煙とすること。

ク その他

(ア) 市がバリアフリー都市宣言していることを踏まえ、バリアフリー化を心がけ、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮すること。

(イ) 業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けること。

また、個々の業務について再委託を行う場合は、当該業務について当該再委託先が、それぞれ免許、許可、認定等を受けていること。

(ウ) スポーツセンター等の管理運営に従事する者は、名札を着用する等、常に利用者に施設職員とわかるようにすること。

(エ) 行政財産の目的外使用許可等業者とは、連絡調整を行い、管理運営に支障をきたさないようにすること。

2 スポーツセンター等の施設維持管理業務の内容

主な業務内容は次のとおりとする。

(1) 施設設備の保守管理

ア 保守・点検の実施

- (ア) 電気、空調設備定期（法定）点検の実施
 - (イ) エレベーター設備保守点検の実施
 - (ウ) 自家用電気工作物の月次保守点検及び年次保守点検の実施
 - (エ) 消防設備保守点検の実施
 - (オ) 空調設備（ボイラー等）の保守点検の実施
 - (カ) 自動ドアの保守点検の実施
 - (キ) 非常用自家発電設備の保守点検の実施
 - (ク) 付属設備等の保守点検の実施
 - (ケ) その他、関係法令に基づく保守点検の実施
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づく、空気環境測定、飲料水水質測定、ねずみ・昆虫等の防除、貯水槽の清掃、冷却塔のレジオネラ菌検査の実施

(2) 円滑な施設管理運営全般

ア 施設・設備の破損、故障等の修繕による機能回復

- (ア) 損耗、劣化、破損又は故障等による機能回復のための小規模修繕については、本仕様書「1.1 管理運営等(2) 管理運営経費等 ア 予算の収支計画及び執行」に定めるとおり、1件50万円以下を対象に実施すること。
- (イ) 前項の額を超える修繕であっても、緊急を要するものについては、あらかじめ協議のうえ、市が認めた場合はこの限りではない。
- (ウ) 施設修繕等の業務を実施した場合の業務完了書を作成すること。

イ 機械・設備等の点検と的確な運転

- (ア) 空調設備の温度調整
- (イ) ボイラーの運転操作
- (ウ) 照明・コンセント等設備の点検と補修
- (エ) AEDの維持管理及び点検・報告

ウ 施設等の清掃業務

- (ア) スポーツセンター等の各施設の点検と日常清掃及び定期清掃の実施
- (イ) スポーツセンター等建物周辺（駐車場及び駐輪場含む。）の清掃

エ 施設の警備

- (ア) スポーツセンター等施設内の秩序を維持し、不審者等による公益を害するおそれのある行為、又は事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の発生を

警備・防止し、財産の保全と利用者の安全を図るための保安警備業務の実施

- (イ) 施設内の巡回警備と利用者への安全確保措置の実施
- (ウ) 施設周辺の巡回警備の実施
- (エ) 夜間警備（機械による警備）の実施

オ 駐車場及び駐輪場の管理業務

- (ア) 駐車場（駐輪場）の入退場口の施錠と解錠の実施
- (イ) 駐車場（駐輪場）満車時の案内等の対応
- (ウ) 自然災害時（大雨、台風、積雪等）における適正管理

カ 植栽管理

- (ア) 管理業務の区域内の美観の維持並びに防犯及び防火のための剪定、除草、消毒、清掃等植栽管理の実施
- (イ) 台風等における樹木の散乱及び危険を及ぼす樹木(折れた枝葉等を含む)の撤去の実施
- (ウ) 病虫害防除や蜂駆除等の実施

キ スポーツセンター等の附帯設備管理

- (ア) スポーツセンター等の附帯設備等の適正な管理

(3) 地震災害時の対応

警戒宣言時：全館非常放送及び利用者の避難誘導に関すること。

地震発生時：地震内容の全館放送及び利用者の避難誘導に関すること。

ア 災害によりスポーツセンター等が被害を受け、市民が被災した場合、次の措置をとること。

- (ア) 利用者の安否を確認し、安全確保の措置を行うこと。
- (イ) 従事者の安否を確認すること。
- (ウ) 施設設備を点検し、被災状況を確認すること。
- (エ) 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、事業を継続することが困難と判断したときは、利用を中止させ、利用者の安全確保を図ること。

イ 「綾瀬市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）に関し、次の措置をとること。

- (ア) 防災計画に基づく広域応援部隊等活動拠点としての対応。
- (イ) 防災計画に明記されている「地震災害対策計画」に基づく災害への備え
- (ウ) スポーツセンター等は防災計画で避難所や防災活動拠点に指定されていることから、災害発生時は市災害対策本部の指示に従い、避難所等設置時における施設管理や避難所等運営の支援を行うこと。

(4) 暴風・大雨時の対応

ア 開館時に暴風・大雨警報が発令した場合、次の措置をとり、必要に応じスポ

ーツ課へ報告すること。

(ア) スポーツセンター等及び周辺の点検並びに被災状況を確認すること。

(イ) 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、事業を継続することが困難と判断したときは、利用を中止させ、利用者の安全確保を図ること。

イ 閉館時に暴風・大雨警報が発令した場合、スポーツセンター等及び周辺の点検並びに被災状況を確認し、必要に応じスポーツ課へ報告すること。

ウ 「防災計画」に関し、次の措置をとること。

(ア) 防災計画に基づく広域応援部隊等活動拠点としての対応。

(イ) 防災計画に明記されている「風水害等災害対策計画」に基づく災害への備え。

(ウ) スポーツセンター等は防災計画で避難所や防災活動拠点に指定されていることから、災害発生時は市災害対策本部の指示に従い、避難所等設置時における施設管理や避難所等運営の支援を行うこと。

(5) その他災害時や緊急時のその他の対応

災害時や緊急時におけるその他の対応においては、市の指示に従い、誠意をもって協力に応じること。

(6) 風水害、降雪等への対策

ア 風水害、降雪等による災害の発生が予測される場合は、施設待機や巡回を行い、災害を未然に防ぐこと又は最小限に抑える対策を行うこと。

イ 風水害、降雪等の発生時には、スポーツセンター等の開館に向けた対策を講じ、実施すること。

(7) 光熱水費等の支払い

スポーツセンター等の光熱水費を支払うとともに、市民スポーツセンター及び綾瀬スポーツ公園の電話料金、インターネット使用料、燃料費を支払うこと。

(8) その他

市が行っている公共建築物点検に協力すること。

3 スポーツ施設運営の基本的な考え方

スポーツ施設は、スポーツ及びレクリエーションの振興の拠点施設として設置された施設であり、様々な種目に対応した施設を有し、だれでも気軽にスポーツを楽しむ場であるという施設のコンセプトに基づいた運営を行うこと。

また、「スポーツ基本法」及び「第2期綾瀬市スポーツ推進計画」を十分に理解し、管理運営、事業等に反映させるよう努めること。

(1) スポーツ施設の運営についての考え方

- ア スポーツ施設は、大会・競技会を通じたスポーツ競技の振興の拠点であり、このことを踏まえた運営を行うこと。
- イ 各業務の実施にあたっては、本仕様書で示す人員を確保し、確実に実施すること。
- ウ スポーツ施設利用者の安全の確保及びスポーツ施設の秩序維持には最大限の注意を払い、利用者が安心して利用できる施設を保つこと。
また、スポーツ施設の利用者の快適な施設利用を確保するため、スポーツ施設の美観・衛生の状態に注意を払うこと。
- エ 事故、災害等が発生した場合に備えて緊急連絡体制及び行動マニュアルを整えるとともに、日ごろより職員に対してAED（自動体外式除細動器）の使用方法や、救急救命方法の研修を含めた訓練を行うこと。
- オ スポーツ施設の管理に関して発生したトラブルについては、市との協議・協力体制の下、迅速かつ適切な対応を図ること。
- カ 利用者の意見を把握・反映する努力を積極的に行い、利用者サービスの向上に努めること。
- キ 利用者の安全やサービス水準の低下を招かない範囲で、効率的な管理運営を行い、費用の削減に努めること。
- ク スポーツ施設運営の検討等のために市が行う、スポーツ施設に関する調査等に対しては、積極的に協力し、市とともに、より良いスポーツ施設運営に努めること。
- ケ スポーツ施設のPRを積極的に行い、利用者数の向上に努めること。
- コ 事故発生時の初動対応を行う等、スポーツ施設利用者の快適な利用の確保に努めること。
- サ 市主催事業の駅伝競走大会等について、円滑な運営を図るため積極的に協力すること。
- シ 指定管理者は、スポーツ教室やイベントを開催し、市民のコミュニティづくりに努めること。
- ス スポーツ施設を利用する各種サークル活動の紹介やイベント等、また、各施設で行われているスポーツ情報等を提供すること。
- セ 個人情報及び業務における情報の保護を徹底すること。
- ソ スポーツ施設の管理運営についての情報公開に努めること。
- タ 現金納付の現金の取り扱いは、指定管理者が適切に管理すること。
- チ 熱中症警戒アラート発動時やWBGTが25度以上の場合も、利用者からの申し出が無い限りは空調を使用しなくてもよいが、その他諸室（ロビー／通路含）については、利用者の申し出にかかわらず空調を利用する等、施設利用者が安全に施設を利用できるよう努めること。

(2) 開館日、開館時間及び利用料金

開館日、開館時間の延長や利用料金の変更又は、利用者サービスの向上につながる提案については、条例の範囲内において、最大限考慮すること。

4 スポーツ施設の運営に関する業務

(1) 本業務の目標

本業務実施にあたっては、利用者の安全確保、スポーツ施設内の秩序維持、その他利用者サービス向上の確実な実施のために、総合的な業務を行うものや専門的な知識を有する者について必要な人員を確保し、行うこと。

また、休日や繁忙期を考慮した上で臨機応変に人員配置を行い、放送設備等を活用し、効率的な施設運営を行うこと。

(2) 業務担当者

スポーツ施設へ配置する担当者については、清潔健康であり、親切で誠意のある対応を行える者とする。

また、担当者については選任後、速やかに市に届け出るものとする(資格を要する場合は資格書の写しを併せて届け出ること。担当者に変更が生じた場合も同様。)

配置された担当者について、業務を行うにあたり不適切と認められる場合は、市はその交代を指示することができることとする。

(3) 事務室での業務

ア 人員の配置

綾瀬市民スポーツセンターの開館時間中は施設業務全般を把握し、窓口業務及び緊急の事故等への対応が可能な者を常時2名以上、綾瀬スポーツ公園については、土日祝日及び大会実施時については、常時2名以上、その他平日については、施設運営の確実な実施に必要と判断される人員を事務室に配置すること。

綾瀬市民スポーツセンターには、統括管理の責任者又はその任命者を1名置き、市との連絡調整を図ること。

イ 事務室における業務

事務室は以下の業務を行うほか、総合窓口及び業務全体を統括する指揮命令の拠点として機能させること。

(ア) 利用者利便の確保等

- a 問い合わせ対応、スポーツ施設の管理に関する苦情、意見の受付
- b スポーツ施設利用案内や入金機使用方法の説明をはじめとする利用支援
- c 障害者及び高齢者等の利用補助
- d スポーツ施設全体の遺失物、拾得物の管理
- e 館内呼び出し、館内放送
- f スポーツ施設運用に関する事項について利用者周知を図るための案内書

の作成配布

- (イ) 利用受付等
 - a 個人利用の貸し出し（当日利用を窓口で受け付ける。）
 - b 専用利用の予約の受付、利用承認書の発行、予約管理
 - c 大会等の利用調整
 - d 利用料金の徴収、管理集計
- (ウ) その他
 - a 事故の未然防止、防災防犯のためのスポーツセンター等巡回
 - b 利用者に対する利用マナー等の指導
 - c スポーツ施設備品・設備等の管理
 - d 鍵等の施設の保安に係る物品の保管
 - e スポーツ施設管理に必要な物品の購入、契約事務等

ウ 留意事項

- (ア) 公共施設予約システム用のパソコン2台及びプリンター1台は市と調整の上、指定管理者が用意する。
- (イ) 公共施設予約システムに繋がっているネットワークを通常業務ネットワークとして使用することも可能とするが、その際のパソコン等の設定は指定管理者で行うこと。
- (ウ) 専用利用等に係る申請書類等は、市と調整の上、指定管理者が用意する。
- (エ) 徴収した利用料金等は金庫等安全な方法で保管し、現金管理を厳重に行うとともに、盗難保険の加入等の措置をとること。
また、現金を手元に置かないためにも金融機関等に随時預け入れること。
- (オ) その他スポーツセンター等の秩序維持及び利用者利便の観点から、必要と判断されることは実施すること。

(4) トレーニング室の運営

ア 人員配置

トレーニング室には機器の正しい使用方法を把握した者を配置し、トレーニング室内の秩序維持、安全管理、利用者支援等の業務を行うこと。

イ トレーナーの配置

次の資格のいずれかを有する者をトレーナーとして配置し、トレーニングに関する指導相談を行うこと。

- (ア) (財) 日本スポーツ施設協会 公認トレーニング指導士
- (イ) (財) 日本スポーツ協会 スポーツプログラマー（1種・2種）
- (ウ) 厚生労働大臣認定 (財) 健康・体力づくり事業財団
健康運動実践指導者及び指導士
- (エ) (財) 日本スポーツ協会 アスレティック・トレーナー
- (オ) これらに類する市が認めた資格

ウ トレーニング機器について

別紙トレーニング機器・器具一覧に記載されたものと同等以上のものを設置すること。

エ 留意事項

(ア) 毎日開場前には、施設を点検し、異常がないか確認を行った上で開場すること。

(イ) トレーニング室内での疾患発生時は、速やかに必要な措置を講じること。

(ウ) 初心者を対象に、随時トレーニングに関する講習会を開催すること。

(5) 防災及び防犯

ア スポーツ施設全体を随時巡回するとともに、施錠確認等を徹底し、防災、防犯に努めること。

イ 警備業務装置の情報を随時確認し、警報等が発生した際には速やかに対応すること。

ウ 職員の中から防火管理者を選出の上、市消防本部に届け出を行い、市消防本部と協議の上、年間2回の防災訓練を実施すること。

(6) 駐車場の管理

スポーツセンター等夜間に施錠を行う駐車場について、施設の供用開始及び供用終了後に入口の施錠管理を行うとともに、必要に応じて随時清掃を行い、利用者の快適な利用を確保すること。

また、綾瀬市民スポーツセンター及び綾瀬スポーツ公園駐車場は大会開催時等には混雑するため、適宜交通整理を行うこと。

(7) その他

自然災害時（大雨、積雪等）におけるスポーツセンター等及び駐車場の適正管理を行い、利用者の安全確保や利便性を図ること。

5 スポーツ施設の維持管理に関する業務

(1) 本業務の目標

施設を常に良好な状態に保ち、正常に機能することを通して利用者の正常な利用状態を確保するとともに、スポーツセンター等の美観・衛生を保ち、利用者の快適な利用を確保すること。また、機械設備等については、定期的な保守点検を実施し、異常個所の早期発見、施設寿命の延伸を図ること。

なお、作業の実施は、施設管理に関する各種法令・指針等に従い行うこととし、利用者の安全確保を行うとともに、スポーツセンター等の休館日等を活用し、利用者の利用に影響が出ないように努めること。

(2) 機械設備の維持管理

ア 機械設備運転保守員の配置

機械設備の運転、保守を行う者を常時配置すること。

また、配置する職員のうち、次の資格を有する者をそれぞれ最低1名（1名が重複しても可）、その他以下に述べる業務の確実な実施に十分と判断される人員を配置すること。

(ア) 危険物取扱者（乙種以上の者）

(イ) ボイラー技師（2級以上の者）

(ウ) 消防設備士

(エ) 電気主任技術者（第3種以上の者）。ただし、市が同等の知識があると認められた場合は、この限りではない。

イ 機械設備運転保守員の業務

スポーツ施設運用に係る機械設備について、以下の業務を行い、機械設備の正常な動作を確保するとともに、異常個所の早期発見に努めること。

(ア) スポーツセンター等の供用に伴う機械設備の運転

(イ) 日常点検

(ウ) 日々の業務日報の作成

(エ) 機械設備の機能維持のための清掃、調整

(オ) 機械設備の軽微な修繕及び応急措置

(カ) 電気、ガス、水道等の検針

(キ) 修繕実施時の利用者の安全確保及び作業工程確認のための立会い

(ク) スポーツセンター等を効率的かつ安全に運営するための計画の作成

a 機械設備保守点検計画

b 光熱水費等の省エネルギー化計画（PPS導入など）

c その他、設備管理に関する提案事項及び必要な事項の計画

(3) 各種機器等の定期保守点検

特殊設備、機械類、体育機器類については、保守点検を実施し、これら機器等の正常な動作、利用者の安全を確保すること。

(4) 修繕の実施

ア 施設等の原形を変えずる改修、一定の修繕経費を超える場合、また、緊急を要する修繕の場合は、利用者サービス低下の防止等の観点から市と指定管理者とで協議のうえ決定するものとする。

イ 修繕の実施に際しては、スポーツセンター等の利用の妨げにならないよう努力を行う等、施設利用者の利便を最大限尊重すること。

(5) 衛生管理

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定される、空気環境測定業務、飲料水水質管理業務、害虫等駆除業務を行い、利用者の安全で快適な利用を確保すること。

(6) 館内等清掃

指定管理者は、スポーツセンター等の美観及び衛生を維持するために清掃を行い、利用者の快適な利用を確保すること。

ア 実施水準

(ア) 清掃業務中は利用者の妨げとならないよう、周囲の状況に十分配慮して行うこと。

(イ) スポーツセンター等内にカビ、コケ等の発生を防ぎ、高湿な箇所の湿気対策を講じること。

(ウ) 壁、備品等の埃を除塵すること。

(エ) ウェットエリア（シャワー室、更衣室等）については、衛生的観点から、常に良好な状態に保つこと。

(オ) 臭気の発生を防ぐこと。

(カ) ガラスを清潔に保つこと。

イ ごみ等の処分について

(ア) 建物内で発生したゴミの処分は、資格を有する事業者により、適正な方法で処分すること。

(イ) 環境保護の観点からできる限り、再資源化を図ること。

(ウ) ごみ置場は清潔に保ち、臭気の発生や鳥、猫等のいたずらを防ぐこと。

6 スポーツの振興を図るための事業

(1) 目的

だれでも気軽に、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、体育・スポーツ・レクリエーションの振興及び子どもの豊かな心と健やかな体づくりという、施設の設置目的の推進を図るため、スポーツへの親しみが持てるようなプログラムを実施すること。

(2) 事業計画

指定管理者独自の創意ある事業企画をもとに、年間事業計画を作成すること。

(3) 実施事業

ア 指定事業（指定管理料に含む）

(ア) ホームタウンチーム事業

(イ) 令和10年度に実施する綾瀬市市政50周年事業

(ウ) 綾瀬市健康スポーツフェスティバル

イ 自主事業（指定管理料に含まない）

施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において市の承認を得て、指定管理者が自己の責任と費用により独自に企画・実施する業務をいう。

(ア) 指導者育成のための講習会

(イ) スポーツ、ニュースポーツ等の教室や大会・イベント

(ウ) 子どもや高齢者を対象とした事業

(エ) スポーツや健康・体力づくりに関する相談

(4) 留意点

ア 対象者

対象者は事業全体において、幅広い層を対象とすること。

イ 参加者の募集、決定

参加者は広く公募により募集すること。応募多数の場合は、綾瀬市に在住、在勤、在学する者を優先とし、公正かつ適正な方法により決定すること。

ウ 定員

定員は、使用する施設の大きさ、講師等の人数、安全管理に留意して決定すること。

エ 使用施設

原則として1施設内を利用し、他の種目の利用者の利用に配慮し、実施すること。

オ 指導者

専門的知識、経験を有する者を配置すること。

カ 保険加入

指定管理者は市の保険を踏まえながら自らのリスクの備えとして、適切な範囲で保険に加入すること。

7 その他の業務

(1) 一般開放

施設について、月2日間（土日祝日）は優先予約を入れない一般開放日として確保すること。

(2) 学校体育施設開放

鍵の管理、予約システムへの入力支援、学校体育館のAEDの点検・報告を行うこと。なお、必要に応じ、詳細については別に覚書等を結ぶこととする。

8 補足事項

(1) 指定期間中に生じた提案の扱い

管理運営方法の変更や、業務に定められた以外の事業の実施等、指定期間中に生じた提案については、事前に市に対して、協議を行うこと。

(2) 選挙時の対応

市民スポーツセンターは、選挙時には、開票所として深夜まで使用されることから、市の選挙管理委員会と貸出し時間等について事前に協議を行い、選挙事務の円滑な遂行に協力すること。

(3) 自動販売機に係る管理

清涼飲料水等の自動販売機の設置者に対して行政財産の貸付けをしているので、施設全体の電気使用量及び電気料金を基に、自動販売機に設置している子メーターが表示する使用量から按分した電気料金を算出し、設置者に請求すること。

9 情報の管理

(1) 個人情報の保護及び守秘義務

- ア 施設等の管理運営を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護を徹底すること。
- イ 指定管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- ウ 指定管理者は、個人情報保護モデル規定（参考1）を参考に個人情報保護規定を作成すること。

(2) 情報の公開

指定管理者が管理している情報については、綾瀬市情報公開条例第25条の2の規定に基づいて、その公開に努めること。また、指定管理者は、情報公開モデル規定（参考2）を参考に情報公開規定を作成すること。

なお、業務を行うにあたり保有する情報について、市長から提供を求められたときは、これに応じなければならない。

10 業務企画、実施、評価

(1) 事業計画等の作成

ア 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度予算編成時までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市へ提出すること。なお、初年度は別途指示する。

イ 予算資料の作成

指定管理者は、毎年度、市の予算編成開始時までに翌年度の管理運営に関する

収支予算書を作成し、市へ提出すること。なお、初年度は別途指示する。

(2) 業務報告

- ア スポーツ施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、市に提出すること。
- イ 月毎の利用状況や事業実施状況、利用者からの意見、要望とその結果及び対策についてまとめた月報を作成し、市に提出すること。
- ウ 利用状況については、月別及び年度合計等を記した所定の文書により提出すること。
- エ 指定管理者は、管理運営業務を実施するにあたり、人身事故等重大な事故が発生した場合は、即時報告すること。

(3) 事業評価業務

- ア 指定管理者は、利用者アンケート等によるモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握するとともに、管理運営に反映させるよう努めること。
なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、市に提出すること。また、行政機関や関係団体等からの意見についても、管理運営に反映させるよう努めること。
- イ 市は、スポーツ施設利用者サービスの向上を図るため、毎年度終了後、指定管理業務実施状況を確認し、必要と判断した場合は、改善に向けた提案・指示等を行う。
- ウ 市は、指定管理者が適正な管理を実施しているかの点検を行い、指定管理期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行うことができる。

11 管理運営等

(1) リスクの分担及び保険への加入

ア 施設等の管理運営に関する基本的なリスクの分担に対する考え方は、次のとおりとする。施設損害賠償保険については市が加入するが、指定管理者は市の保険を踏まえながら自らのリスクの備えとして、適切な範囲で保険に加入すること。

項目	内容	市	指定管理者
指定管理者指定議案の否決	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合	-	○
物価等の変動	人件費、物件費の変動に伴う経費の増	-	○
	光熱水費の変動に伴う経費の増減	協議事項	
需要の変動	利用者の減少、収入減	-	○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金確保	-	○
税制制度の変更	消費税	○	-
	上記を除くその他の税金の税法改正	-	○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	-
運営のリスク	事故、災害等による臨時休館等	-	○
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等	-	○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止	-	○
	施設等の損傷、事故・災害等によるもの	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	-	○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責に帰することのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設、設備の修復による経費	○	-
	感染症の拡大等を含む不可抗力による業務の変更、中止、延期	-	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	-	○
セキュリティ	警備の不備による情報の漏洩、犯罪の発生	-	○

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一責任は指定管理者が有するものとする。

(2) 管理運営経費等

ア 予算の収支計画及び執行

予算は、次のとおり執行すること。

(ア) 収支予算は、指定管理者が提出した収支予算書によること。

(イ) 小規模修繕に係る経費は、1件50万円以下で執行する。

(ウ) 年間の予算は、原則として、収支予算書で定める科目ごとの予算額の範囲内の執行とする。ただし、指定管理者の定める経理規定等に基づき、市と協議のうえ、科目間の流用ができる。

(エ) 協定期間内に賃金水準又は物価水準の急激な変動等、予測できなかった事情により、管理運営経費が不相当となったときは、双方相手方に対して書面をもって、変更を求めることができるものとする。

イ 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、適正・正確な経理事務を行うものとする。

ウ 立ち入り検査

市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の調査を行うことができる。

エ 事業報告並びに収支報告

当該年度終了後、速やかに事業報告書並びに収支決算書等を市に提出すること。

(3) 物品の帰属等

ア 指定管理者、市の所有する物品については、綾瀬市物品規則、綾瀬市公有財産規則並びに関係例規の管理方法及び分類方法に基づいて管理を行うこと。

イ 指定管理者の所有する物品及び管理運営経費による物品の扱いについては、次によること。

(ア) 指定管理者の所有する備品又はリース等による機器を持込む場合は、あらかじめ用意する「持込備品管理簿」に登載し、それらの備品には標識（ラベル、シール等）を添付して、帰属を明らかにすること。

(イ) 管理運営経費により備品及び被服（制服）等を購入した場合は、あらかじめ用意する「購入備品管理簿」に登載し、それらの備品には標識（ラベル、シール等）を添付して、管理運営経費により購入した備品等であることを明らかにすること。

(ウ) 管理運営経費により購入した備品等は、施設等の管理業務を遂行するためにのみ使用するものとし、他に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

また、指定管理者が、指定期間の管理が終了したときは、それらの備品に係る一切の権利を市に無償で譲渡すること。

(エ) 指定期間の管理が終了したときは、指定管理者の所有する備品等を自己の負担において直ちに撤去すること。なお、市が必要と認めたときは、市に無償譲渡することができる。

ウ 市所有の備品、又は指定管理者所有の物品を整理（移動等）する必要が生じたときは、事前に市と協議すること。

エ 市所有の備品及び管理運営費により購入した備品について、廃棄等の必要が生じたときは、事前に市と協議すること。

(4) スポーツ施設の備品等

スポーツ施設の備え付け備品は、別途提示する。

12 指定期間終了後の引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間が満了した時又は指定期間満了前に指定の取消しが行われたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

また、引継ぎにあたっては、引継ぎ内容が不十分であることが原因とした事故等を防止するため、危険・注意箇所等についての的確に確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅延なく次期指定管理者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう十分留意すること。

なお、指定管理者は、管理の業務の全部又は一部の取消し若しくは停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに現状に服さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

13 リース契約物品

次に示すリース契約については、市で契約を行うものとするが、ウの物品については、令和11年7月1日以降は指定管理者で用意すること。

ア 公共施設予約システムに係る入金機（令和13年1月まで）

イ 綾瀬スポーツ公園多目的広場人工芝（令和15年2月まで）

ウ スポーツセンター芝刈り機（令和11年6月まで）

エ スポーツ公園テニスコートA面人工芝（令和8年8月～令和15年7月まで（予定））

14 その他

(1) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書などは綾瀬市文書管理規定等を参考に、適正に管理・保存するものとする。また、指定期間終了時に、市の指示に従って市又はその後の指定管理者に文書の引継ぎを行うこと。

(2) 規程、要領等

指定管理者が施設の管理運営に係る規程、要領等を別に定める場合は、市と協議すること。

(3) 複写機

スポーツ施設の利用者に対して、複写サービスを行うための複写機を設置すること。なお、料金設定については、利用者の負担を低くするよう配慮すること。

(4) 備品及びリース契約物品の消耗品

市所有の備品及びリース契約物品を適正管理すること。なお、それらを使用するのに必要な消耗品は指定管理者で用意すること。

(5) ホームページ作成

ホームページ作成にあたっては、市と十分調整を行うこと。

(6) その他

規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、業務を実施すること。

15 特記事項

(1) 疑義の処理

この仕様書に疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項については、双方が誠意をもって、書面にて協議し決定するものとする。

綾瀬市民スポーツセンター等に関する業務内訳

- 1 日常管理業務
- 2 綾瀬市民スポーツセンタートレーニング指導及び機器保守業務
- 3 綾瀬市民スポーツセンター清掃業務
- 4 綾瀬市民スポーツセンター植栽維持管理業務
- 5 綾瀬市民スポーツセンター設備維持管理業務
- 6 綾瀬市民スポーツセンターボイラー保守点検業務
- 7 綾瀬市民スポーツセンター自家用電気工作物保守点検業務
- 8 綾瀬市民スポーツセンター自動扉保守点検業務
- 9 綾瀬市民スポーツセンター消防設備保守点検業務
- 10 綾瀬市民スポーツセンターエレベータ保守点検業務
- 11 綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場維持管理業務
- 12 綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場照明設備保守点検業務
- 13 綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場電子機器保守点検業務
- 14 本蓼川テニスコート維持管理業務
- 15 蓼川スポーツ広場維持管理業務
- 16 早川城山多目的広場維持管理業務
- 17 中学校校庭夜間照明設備保守点検業務
- 18 スポーツ公園管理業務
- 19 綾瀬スポーツ公園スポーツ施設維持管理業務
- 20 スポーツ公園清掃業務（側溝等）
- 21 スポーツ公園自家用電気工作物保守点検業務
- 22 スポーツ公園受水槽保守点検、清掃業務
- 23 スポーツ公園浄化槽保守点検、清掃業務
- 24 スポーツ公園有料駐車場管理業務
- 25 光綾公園多目的フィールド日常管理業務
- 26 光綾公園多目的フィールド維持管理業務
- 27 指定管理者指定事業

実施回数表

スポーツ施設排水柵等図面

スポーツ施設排水柵フィルター図面

備品台帳

日常管理業務仕様書

1 業務日時

- (1) 施設の休場日及び市の指定する日を除く毎日
- (2) 原則として午前8時00分から午後9時30分まで

2 従事者

- (1) 市民スポーツセンターには原則として2名以上を配置すること。
- (2) 学歴は問わないが、業務を誠実かつ適正に履行する能力を有し、施設の公共性を十分認識している健康的で清潔感のある者で、監督者については満20歳以上、従事者については満18歳以上とする。

3 施設利用等に係る業務

- (1) 市主催事業等への協力
- (2) 施設利用に係る業務
 - ア 施設を利用するにあたり必要となる団体登録、利用受付、利用料金の収納、鍵の受け渡し等を行うこと。
 - イ 雨天や災害等による施設利用の振替又は還付等の処理を行うこと。
 - ウ 市民団体及び市民1/2超団体については、抽選申し込みを受け付けていることから、毎月抽選を行うこと。なお、抽選については、市指定の予約システムを使用した自動抽選とすること。
 - エ 予約状況等について照会があった場合には対応すること。
 - オ 翌年度の大会等の施設利用に係る利用日程調整会議の資料を作成し、会議を開催すること。
 - カ 大会等の開催にあたっては、利用団体と事前に打ち合わせを行うこと。
 - キ 市民スポーツセンター屋外運動場陸上競技場の利用にあたっては、利用予定表掲示板に利用状況を掲示すること。
 - ク 利用者に遵守事項を周知徹底すること。なお、危険な行為等による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて指導を行うこと。
 - ケ 利用者からの施設に関する要望等については、改善に努めること。
- (3) 施設及び備品の管理
 - ア 各施設の器具庫等に設置している備品の整理整頓を行うこと。
 - イ 備品の貸し出しにあたっては、台帳等により管理すること。
 - ウ 消耗度の激しい備品の補修及び注油等を行うこと。
 - エ 施設（駐車場及びトイレ等含む）の解錠及び施錠を行うこと。
- (4) 学校体育施設開放に係る業務
 - ア 学校体育施設開放日程表の作成及び入力への支援。

- イ 利用に係る団体登録及び鍵の受け渡しを行うこと。
- ウ 月ごとに指定の点検表に基づきAEDの点検を行い、市に報告すること。

4 日常清掃

- (1) 市民スポーツセンター及び屋外運動場（管理棟含む）並びに綾瀬スポーツ公園レストハウスについては、開館日に日常清掃を行うこと。
- (2) その他のスポーツ施設については、美観を維持できるよう利用状況に応じて清掃を行うこと。
- (3) トイレについては、利用状況に応じて清掃を行い、トイレットペーパーの補充を行うこと。

5 施設警備

- (1) 市民スポーツセンター体育館及び屋外運動場管理棟並びに綾瀬スポーツ公園レストハウスについては、機械警備による警備を実施するものとする。
- (2) 警備時間は、午後9時から翌午前8時までとする。ただし、休館日においては、午前8時から翌午前8時までとする。
- (3) 施設に設置してある警報機器については、正常な作動を維持するため適宜保守点検を行うこと。
- (4) 警備実施に必要な鍵等は、厳重に取り扱い、保管すること。
- (5) 市民スポーツセンター敷地内について、体育館を除き機械警備をしていないことから、定期的な巡回を行い、異常があるときは必要に応じて対策を講じること。

6 その他の業務

- (1) 雨天時の第2駐車場の対応
 - 第2駐車場は遊水地となっていることから、降雨の状況に応じて出入口に止水板を設置すること。
- (2) 第3駐車場の管理
 - ア 雨天時は遊水地となっていることから、状況に応じて閉鎖する等の対応をとること。
 - イ 駐車場として良好な状態を保持するため、必要な作業を行うこと。
 - ウ 大会等施設の利用状況に応じて、第3駐車場を解錠すること。
- (3) 施設の巡回
 - 随時施設の巡回を行い、異常がないか確認すること。また、施設に損傷等の異常が認められた場合は、速やかに報告すること。特に第2駐車場は、死角部分があるため注意を払うこと。
- (4) 非常事態の処理
 - ア 予想される非常事態の発生に備えて、緊急時における対応マニュアルを作成しておくこと。

イ 非常事態が発生した際は、負傷者、急病人の救済、保護などの応急処置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り、対処すること。また、地震や火災などの災害発生時は、迅速かつ、的確に情報を利用者に伝達するとともに、避難誘導體制を確立し、安全確保に取り組むこと。

ウ 職員の中から防火管理者を選任し、施設の消防計画を作成するとともに、非常時における通報、初期消火及び避難誘導に関する訓練を年2回実施すること。

7 報告

事故及び緊急事態が発生した場合は、直ちに、市にその旨を報告し、指示に従うものとする。業務上の処理上重大な事故があったときも同様とする。なお、業務報告は毎月当月分を報告書により提出すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンタートレーニング指導及び機器保守業務仕様書

1 トレーニング指導業務

(1) 業務内容

- ア トレーニング室内の器具の正しい使い方の指導
- イ 体力、健康及び筋力相談
- ウ その他利用者からのトレーニングに関する相談及び指導

(2) 指導員

次の資格のいずれかを有する者を配置すること。

- ア (財) 日本スポーツ施設協会 公認トレーニング指導士
- イ (財) 日本スポーツ協会 スポーツプログラマー (1種・2種)
- ウ 厚生労働大臣認定 (財) 健康・体力づくり事業財団
健康運動実践指導者及び指導士
- エ (財) 日本スポーツ協会 アスレティック・トレーナー
- オ これらに類する市が認めた資格

(3) 禁止事項

- ア 利用者に対して、繰り返し不快の念を抱かしめるような言動又は行為
- イ 病気を患い、他に感染させるおそれがある者によるトレーニング指導
- ウ その他、指示に服せず又は、はなはだしく不穏当な言動もしくは行為等

2 機器保守点検業務

ア 業務内容

- (ア) トレーニング機器・器具一覧に記載されたものと同等以上のものを設置すること。ただし、利用者サービスの向上を図る目的で、機器等を変更又は追加することは可能だが、予め協議し承諾を得ること。
- (イ) トレーニング機器・器具一覧に記載されたものうち、★印のある機器等については市備品のため無償にて貸与が可能。
- (ウ) 貸与備品が老朽化及び故障等により使用に適さないと判断した場合は、同等以上の器具等を指定管理者において設置すること。その際、貸与備品の処分も指定管理者にて行うこと。なお、これらの経費は指定管理料に見込むこと。
- (エ) 機器等については、メーカーによる年1回の定期点検を実施すると共に、点検において必要と認めた場合は部品の交換及びその他の修理を行うこと。
- (オ) 機器等の日常点検並びに分解清掃、注油及び調整を必要に応じ実施すること。

イ 障害対応

障害が発生した場合は、必要に応じ速やかに保守担当技術者を派遣し、原因の追及、調査検討のうえ復旧させるための処置を講じること。

3 報告書

各業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

トレーニング機器・器具一覧（★印は貸与備品）

No.	品名	数量
1	★血圧計	1
2	★身長計	1
3	★体重計	1
4	★体組成計	1
5	★椅子	4
6	★背伸ばし台	1
7	★脇机	1
8	★ストレッチマット（大）	2
9	★ストレッチマット（小）	5
10	★ダンベル（固定式）	10
11	★ダンベル（可変式）	重り 12 バー 2
12	★バーベル	18
13	★腹筋台	1
14	★背筋台	1
15	★アジャスタブルベンチ	1
16	★ベンチプレス	1
17	★ステップマシン	2
18	★トレッドミル	5
19	★アップライトバイク	3
20	★リカンベントバイク	2
21	★フットローラー	2
22	トータルヒップ	1
23	シーテッド・レッグカール	1
24	レッグエクステンション	1
25	レッグプレス・カーフレイズ	1
26	チェストプレス	1
27	フライ	1
28	ラットプルダウン	1
29	シーテッド・ロー	1
30	アームカール&エクステンション	1
31	スミスプレス	1
32	トローソーローテーション	1
33	アブドミナル	1
34	レッグレイズ・チン&ディップ	1

綾瀬市民スポーツセンター清掃業務仕様書

1 定期清掃

(1) 床洗浄清掃

ア 対象範囲

磁・陶器質タイル床

(ア) 体育館 83.1 m²

(イ) 屋外運動場管理棟 697 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 埃やゴミを取り除く。

(イ) 適正洗剤を床に塗る。

(ウ) 機械にて洗浄する。

(エ) 汚れの落ちないところはパテナイフ又はハンドパットにて手洗いする。

(オ) 拭き取り、乾燥させる。

(2) 床ワックス清掃

ア 対象範囲

塩ビ系タイル・シート・ウレタン塗装床

(ア) 体育館 2,034 m² (幼児体育室含む)

(イ) 屋外運動場管理棟 81 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 埃やゴミを取り除く。

(イ) 適正洗剤を床に塗る。

(ウ) 機械にて洗浄する。

(エ) 汚れの落ちないところはパテナイフ又はハンドパットにて手洗いする。

(オ) 拭き取り、乾燥させる。

(カ) 適正ワックスを塗布する。

(キ) 年間実施回数のうち、1回は剥離剤を床に散布してから洗浄すること。

(3) 窓硝子清掃

ア 対象範囲

(ア) 体育館 838 m² (高所窓硝子は除く)

(イ) 屋外運動場管理棟 138 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) ローラーにて洗浄する。

(イ) スクイジーにて拭き取る。

(ウ) 清潔な布で仕上げをする。

(4) 木質床メンテナンス剤

ア 対象範囲

体育館 2, 594.7 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 埃やゴミを取り除く。

(イ) メンテナンス剤を床に塗る。

(ウ) 機械にて洗浄する。

(エ) 汚れの落ちないところはハンドパット又はサンドペーパーにて手洗いする。

(オ) 拭き取り、乾燥させる。

(5) 砂入り人工芝コート清掃

ア 対象範囲

屋外運動場 4, 046 m² (テニスコート及びゲートボール場)

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 落ち葉やごみを取り除く。

(イ) 砂入り人工芝面のカビ、コケ及び鳥の糞等を除去する。

(ウ) ネット、フェンス及び側溝の清掃をする。

2 特別清掃

(1) タイルカーペットクリーニング

ア 対象範囲

体育館事務室 70.8 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 真空掃除機にてバキュームする。

(イ) 染み抜きをする。

(ウ) 機械にて洗浄する。

(エ) 隅は手洗いする。

(オ) 拭き取り、乾燥させる。

(2) 高所窓硝子清掃

ア 対象範囲

体育館 472 m²

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) ローラーにて洗浄する。

(イ) スクイジーにて拭き取る。

- (3) サッシ・ステンレス清掃
- ア 対象範囲
 - 体育館 2, 150 m²
 - 屋外運動場管理棟 207 m²
 - イ 実施回数
 - 別紙「実施回数表」のとおり
 - ウ 作業内容
 - (ア) 適正洗剤にて洗う。
 - (イ) 布で拭き取る。
- (4) 照明器具清掃
- ア 対象範囲
 - (ア) 体育館 448か所（高天井・大体育室・小体育室除く）
 - (イ) 屋外運動場管理棟 78か所
 - イ 実施回数
 - 別紙「実施回数表」のとおり
 - ウ 作業内容
 - (ア) 布にて拭き取る。
 - (イ) 空拭きをする。
- (5) 受水槽清掃（水質検査含む）
- ア 対象範囲
 - (ア) 体育館 20.5 t
 - (イ) 屋外運動場管理棟 35 t
 - イ 実施回数
 - 別紙「実施回数表」のとおり
 - ウ 作業内容
 - (ア) 本管のバルブを止める。
 - (イ) 槽内の水を抜く。
 - (ウ) デッキブラシで汚れを落とす。
 - (エ) 高圧洗浄にて洗い流す。
 - (オ) 消毒をする。
 - (カ) 水質検査を2回（6月～9月に1回）実施する。
- (6) 給湯設備貯湯タンク清掃
- ア 対象範囲
 - 体育館
 - イ 実施回数
 - 別紙「実施回数表」のとおり
 - ウ 作業内容
 - (ア) タンク内の水を抜く。
 - (イ) デッキブラシで汚れを落とす。
 - (ウ) 高圧洗浄にて洗い流す。
- (7) 側溝・排水桝フィルター清掃

ア 対象範囲（別添図参照）

- (ア) 屋外運動場（陸上競技場）U字溝 635m
- (イ) 屋外運動場（陸上競技場）排水溝 400m
- (ウ) 屋外運動場（陸上競技場）集・排水柵 23か所
- (エ) テニスコート 排水柵フィルター 5か所

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

側溝・排水柵清掃

- (ア) 側溝の汚泥を取り除く。
- (イ) 高压洗浄にて洗い流す。
- (ウ) 集・排水柵の汚泥をバキュームする。
- (エ) 取り除いた汚泥は場外に搬出し処分する。

排水柵フィルター清掃

- (ア) キャップを取り外す。
- (イ) キャップの網目の部分をブラシや水等で洗い流す。
- (ウ) キャップを基に戻す。
- (エ) キャップに溜まっていたゴミは速やかに処分する。

(8) 屋外運動場管理棟観覧席洗浄清掃

ア 対象範囲

屋外運動場管理棟観覧席 2,650㎡

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

高压洗浄にて洗い流す。

3 報告書

各業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター植栽維持管理業務仕様書

1 樹木病害虫防除薬剤散布業務

(1) 対象本数

ア 体育館 約2,800本

イ 屋外運動場 約7,500本

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 使用薬剤

使用する薬剤については、適切なものを使用すること。

(4) 作業内容

ア 薬剤散布に際しては、農薬取締法等の農薬関係法令並びにメーカー等で定めている安全使用基準及び使用方法を遵守し、来館者の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

イ 散布は、病害虫の特性及び天候条件を考慮して最も効果的な方法で行う。

2 芝生除草業務

(1) 人力除草

ア 対象面積

屋外運動場 7,500㎡（西洋芝生部）

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

(ア) 芝生を傷めないように除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。なお、除草跡はきれいに清掃する。

(イ) 抜き取った雑草は、速やかに場外に搬出し処分する。

3 薬剤散布業務

ア 対象面積

(ア) 体育館 796㎡

(イ) 屋外運動場 10,664㎡

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 使用薬剤

使用薬剤については、適切なものを使用すること。

エ 作業内容

(ア) 殺虫剤・殺菌剤・除草剤の散布に際しては、農薬取締法等の農薬関係法令並びにメーカー等で定めている安全使用基準及び使用方法を遵守し、来館者の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

(イ) 散布は、雑草の種類、生育段階及び天候条件を考慮して最も効果的な方法で行う。

4 樹木施肥業務

(1) 対象本数

- ア 体育館 約2,800本
- イ 屋外運動場 約7,500本

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 使用肥料

使用肥料については、適切なものを使用すること。

(4) その他

施肥の種類（寒肥、追肥等）及び樹木の特性に応じて、最も効果が期待できるよう実施すること。

5 芝生施肥・液肥散布業務

(1) 対象面積

- ア 体育館 796㎡
- イ 屋外運動場（西洋芝生部） 7,500㎡
- ウ 屋外運動場（コーライ芝生部） 3,164㎡

(2) 使用肥料

使用肥料については、適切なものを使用すること。

(3) 作業内容

- ア 芝生の育成状態に応じて適正な施肥量を芝生面に均一に散布する。
- イ 施肥後は、散水を行う。
- ウ 液肥はスプレアーなどを用いて均一に散布を行う。

6 樹木剪定業務

(1) 対象本数

- ア 体育館 2,800本
- イ 屋外運動場 7,500本

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

- ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみ過ぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うもので、それぞれの樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により実施する。
- イ 剪定した枝葉は、速やかにかき集め場外に搬出し処分する。

7 芝生刈込業務

(1) 対象面積

- ア 体育館 796㎡
- イ 屋外運動場（西洋芝生部） 7,500㎡
- ウ 屋外運動場（コーライ芝生部） 3,164㎡

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 刈りむらが生じないように均一に刈り込む。

イ トラック及びフィールドピット等の縁石を芝生が覆わないように、縁石から3～5cm程度の巾で芝生を剪除する。

ウ 刈り取った芝は、速やかにかき集め場外に搬出し処分する。

8 目砂かけ業務

(1) 対象面積

ア 屋外運動場（西洋芝生部） 7, 500 m²

イ 屋外運動場（コーライ芝生部） 3, 164 m²

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 目砂は、不純物が無いものを用いる。

イ 目砂かけの厚さは2cmとし、とんぼ等を用いてむらなくすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

(4) その他 利用状況に応じて部分目砂を行う。

9 芝生補植業務

(1) 対象面積

屋外運動場（西洋芝生部） 7, 500 m²

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 年1回のウインターオーバーシードを行う。

イ 芝の種類は、寒地型の西洋芝混合種（ペレニアルライグラス及びトールフェスク）を使用する。

ウ 種を蒔く前はエアレーション作業を行い、種、目土及び黒土を混合し均一になるように蒔く。

エ 転圧及び目土を施し、よく灌水する。

オ コーライ芝補植は芝の状況を判断し実施するものとする。

10 芝生更新業務

(1) 対象面積

屋外運動場（西洋芝生部） 7, 500 m²

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

エアレーション

ムクタインなどを用いて適切に穴あけを行う。

1 1 その他の業務

- (1) 樹木、芝生及び花の様子をみて適時灌水を行う。
- (2) 芝生の更新を促すために、レーキ等で茎葉の間に堆積した枯葉及び枯茎を除去する。また、枯葉及び枯茎は、かき集め場外に搬出し処分する。
- (3) 芝生土壌の硬化を防ぎ通気及び排水を良好な状態にするために、エアレーション作業を行う。
- (4) 発生した枯葉及び枯茎は、速やかに取り除くものとする。
- (5) 利用者の使用後に生じた芝等の不陸面は、利用のない間において良好な状態に戻し、そのために目土及び芝生の張替えを適宜行うものとする。

1 2 報告書

各業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

1 3 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター設備維持管理業務仕様書

1 空気調和機設備

(1) 対象設備

ア 体育館

別紙「施設概要」のとおり

イ 屋外運動場

別紙「施設概要」のとおり

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

設備等の巡視、点検、清掃及び操作を行う。

(4) 使用フィルター

ア AHU1 : 366×480×20 6枚

500×420×20 12枚

イ AHU2 : 475×430×20 16枚×2

544×523×20 15枚×2

2 給排水衛生設備

(1) 対象設備

ア 体育館

別紙「施設概要」のとおり

イ 屋外運動場管理棟

別紙「施設概要」のとおり

ウ 屋外運動場屋外トイレ

RC造1階建、建築面積及び床面積11.34㎡

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 体育館

(ア) 定期点検

イ 屋外運動場管理棟

外観機能点検

3 消毒（鼠・害虫等防除）

(1) 対象範囲

ア 体育館

(ア) 鼠駆除 20ポイント

(イ) 害虫防除 5,990㎡

イ 屋外運動場管理棟

(ア) 鼠駆除 10ポイント

(イ) 害虫防除 777㎡

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 事前調査

効果的防除及び省薬剤処理を実施するため、鼠等の発生場所・生息場所・侵入経路及びこれらによる被害の状況について事前調査を実施すること。

イ 防除作業

当該調査の結果、管理基準（日本ペストコントロール協会）を超える区域においては、鼠等の発生・生息を防止するための必要な措置を講じること。

なお、発生の恐れのない区域・害虫においては、調査をもって防除をしたとみなすこととする。

ウ 効果判定調査及び再処理

防除作業を施工した区域の効果判定調査を実施することとする。効果判定調査の結果が管理基準に満たない区域は、対策を立て責任をもって再処理すること。

なお、常時新たな侵入、繁殖が考えられる区域においては、随時観察、調査し、責任をもって再処理すること。

(4) 使用薬剤

ア 薬事法に基づき、製造承認を得た防疫用殺虫剤のみを使用すること。

(ア) 医薬品殺虫剤

(イ) 医薬部外品殺虫剤

イ 薬剤の用法、用量並びに使用上の注意等を遵守すること。

4 法定点検及びメーカー点検

(1) 対象範囲

体育館

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 点検内容

ア 防火設備点検

イ 防火対象物点検

ウ 非常用発電機30%負荷試験

エ 特定建築物点検

オ ロールバック定期点検

カ バスケットゴール定期点検

5 空気環境測定

別紙「実施回数表」のとおり、体育館内の環境空気測定を行うこと。

6 冷温水発生器

別紙「別紙実施回数表」のとおり、設備の点検及び清掃を行うこと。

7 従事者

関係法令等で従事する者が有資格者と定められている業務については、規定された有資格者による作業を行うこと。

なお、全ての業務において、知識及び経験が豊富な者が作業を行うこと。

8 報告書

各業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンターボイラー保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) ボイラー

巴製 BH-G137 1台

(2) 貯湯タンク

巴製 M-STV-2500 1台

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

(1) バーナー点検整備

(2) 自動機器作動チェック

(3) 燃焼室点検

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 体育館

- ア 変圧器 一般動力用 3相3線 300KVA 1台
一般電灯用 単相3線 75KVA 2台
- イ コンデンサー 3相 10.6kvar 1台
21.3kvar 2台
26.6kvar 1台
- ウ 発電機設備 3相交流発電機 200V 55KVA 50HZ
ディーゼル機関 4サイクル水冷 4気筒 76.7PS
1500rpm

(2) 屋外運動場管理棟

- ア 変圧器 一般動力用 3相3線 150KVA 1台
一般電灯用 単相3線 30KVA 1台
- イ 高圧コンデンサー 3相 30KVA 1台

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

- (1) 設備の巡視、点検、清掃及び操作を行うこと。
- (2) 電気事業法に定める保守規定に基づき行うこと。

4 従事者

電気事業法による主任技術者の資格を有する者が当該業務を行うこと。

5 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター自動扉保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 機種

寺岡式自動扉 SOV-150KM 2台

(2) 付属機器

操作スイッチ、コントロールボックス、電気配線、ドアオペレーター等

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

(1) モーター及びコントローラー点検

(2) パルス発信機及びリードスイッチ点検

(3) 上レール、戸車及びVベルト清掃点検

(4) その他自動扉の機能上必要な事項の点検

(5) 緊急に保守又は修理の必要が生じた場合は、速やかに保守担当技術者により必要は保守業務を行うこと。

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター消防設備保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 体育館

- ア 消火器具 41本
- イ 屋内消火栓設備 13台
 - (ア) 地下式水槽
 - (イ) 起動装置
 - a 直接操作部 (制御盤組込、押しボタン)
 - b 間接操作部 (自火報発信機、押しボタン)
 - (ウ) 加圧送水装置 65Φ×300ℓ / min×45m×5.5kw
 - (エ) 消火栓箱 露出型
- ウ 自動火災報知設備 19か所
- エ 非常放送設備 1か所
 - (ア) 非常電源 ニカド・NB-60
 - (イ) 放送設備
 - a 起動装置 (非常用アンプ組込、押しボタン)
 - b 増幅装置 (AC110V)
 - (ウ) スピーカー 80個
- オ 誘導灯及び誘導標識
 - (ア) 非常口誘導灯 A級2か所、B級16か所
 - (イ) 通路誘導灯 A級2か所、B級15か所
 - (ウ) 誘導標識 階段灯4か所
- カ 非常電源 (自家発電設備)
 - (ア) キュービクル式
 - (イ) 自家発電装置 55KVA 1500rpm
 - (ウ) 燃料タンク (軽油40ℓ)
 - (エ) 冷却水 (水量200ℓ)
- キ 配線
 - (ア) 1階1L-2分電盤 20A
 - (イ) 1階1L-5分電盤 20A
 - (ウ) 2階2L-2分電盤 20A
 - (エ) 2階2L-3分電盤 20A
 - (オ) 2階2L-4分電盤 20A
- ク 防火設備
 - (ア) 電源 (交流100V、直流24V)
 - (イ) 制御機
 - 制御盤 30/30回線 複合盤1台
 - (ウ) 音響装置 ブザー4台
 - (エ) 煙感知器 光電式19台
 - (オ) 錠 (防火非常扉・垂れ壁) ラッチ9台
 - (カ) 防火・非常扉・垂れ壁本体

- a 防火扉 (S) 9台
- b 非常扉 3台
- (キ) 手動装置 操作函 5台
- (2) 屋外運動場管理棟
 - ア 消火器具 16本
 - イ 屋内消火栓設備
 - (ア) 地下式水槽
 - (イ) 起動装置
 - a 直接操作部 (制御盤組込、押しボタン)
 - b 間接操作部 (自火報発信機、押しボタン)
 - (ウ) 加圧送水装置 $65\Phi \times 3000 / \text{min} \times 50\text{m} \times 5.5\text{kW}$
 - (エ) 消火栓箱 露出型
 - ウ 自動火災報知設備 2か所
 - エ 非常放送設備 1か所
 - (ア) 非常電源 ニカド・DC24V・6.0Ah
 - (イ) 放送設備
 - a 起動装置 (非常用アンプ組込、押しボタン)
 - b 増幅器等 (AC110V)
 - (ウ) スピーカー 18個
 - オ 誘導灯及び誘導標識
 - (ア) 避難口誘導灯 大型5か所・中型11か所
 - (イ) 通路誘導灯 大型2か所・中型2か所
 - カ 配線
 - (ア) 1階1L-2分電盤 20A
 - (イ) 2階2L-2分電盤 20A
 - (ウ) 2階2L-3分電盤 20A
 - (エ) 2階2L-4分電盤 20A
- (3) 第2駐車場
 - ア 火災受信機
 - イ 移動式粉末消火器具 10本

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

点検項目については、消防法第17条の3の3の規定に基づき行うこと。

4 従事者

第1種及び第2種消防設備点検資格を有する者が当該業務を行うこと。

5 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点

検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンターエレベーター保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 機種

東芝製K G 9 2 0 8 7

(2) 規格等

7 5 0 k g 1 1 名 4 5 m / m i n 2 停止×1 基

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

(1) 点検

監視装置による遠隔定期診断と必要に応じた技術員の巡回点検をプログラムで組み合わせエレベーター各部を点検し、必要に応じて調整及び注油を行う。

(2) 整備

装置の稼働状態に適応したプログラムによる整備を行う。

(3) 遠隔監視診断

2 4 時間機器を遠隔監視診断し、異常や不具合発生時には出動及び対策を行う。

ア 監視項目

- (ア) 閉じ込め故障
- (イ) 起動不能故障
- (ウ) 安全装置動作
- (エ) 電源系統異常
- (オ) 走行異常
- (カ) ドア開閉異常

イ 診断項目

- (ア) 接触器動作状態
- (イ) 制御用マイコンの状態
- (ウ) ドア開閉状態
- (エ) かご着床状態
- (オ) 運転性能

(4) 作業項目

ア 運転状態関係

- (ア) かごの走行状態
- (イ) かごとのりばの段差
- (ウ) 戸の開閉状態
- (エ) 戸閉め安全装置

イ 制御盤・巻上機関係

- (ア) 制御盤
- (イ) 電動機、巻上機
- (ウ) 調速機

- (エ) ブレーキ
 - ウ かが関係
 - (ア) かが室の周壁、天井及び床、照明、ファン
 - (イ) 停電灯装置
 - (ウ) インターホン
 - (エ) かが操作盤、かが位置表示灯
 - (オ) かが戸及びしきい
 - (カ) かが上環境
 - (キ) かごのガイドシュー（ローラー）
 - (ク) 非常止め装置
 - (ケ) かが戸のスイッチ
 - (コ) 戸の開閉装置
 - エ 昇降路・ピット関係
 - (ア) 昇降路
 - (イ) ピット環境
 - (ウ) ガイドレール・ブラケット
 - (エ) メインロープ
 - (オ) 調速機ロープ
 - (カ) リミットスイッチ
 - (キ) つり合いおもり
 - (ク) 移動ケーブル
 - (ケ) 緩衝器
 - (コ) 張り車
 - オ のりば関係
 - (ア) のりば戸及びしきい
 - (イ) のりば戸のインターロック・ボタン
 - (ウ) のりばインジケーター・ボタン
 - (エ) のりば位置表示
 - カ 付加装置
 - (ア) 地震時管制運転装置
 - (イ) 停電時自動着床装置
 - (ウ) 直接通話機能
 - キ その他
 - 警告ラベルステッカー
- (5) 修理又は取替項目
- ア 機械室
 - (ア) 制御盤
 - (イ) 電動機
 - (ウ) 巻上機
 - (エ) ブレーキ
 - (オ) 調速機
 - (カ) 油圧機器

イ かが

- (ア) 外部への連絡装置
- (イ) 停電灯装置
- (ウ) 操作盤
- (エ) かごの戸
- (オ) 戸閉め安全装置

ウ かが上

- (ア) 戸の開閉装置
- (イ) ガイドシュールローラ
- (ウ) かが上機器

エ のりば

- (ア) のりばの戸
- (イ) のりばボタン

オ 昇降路・ピット

- (ア) かが・おもり吊り車
- (イ) 主・調速機ロープ
- (ウ) 移動ケーブル
- (エ) 昇降路・ピット内機器
- (オ) 調速機
- (カ) テンションプーリ
- (キ) プランジャー・シリンダー
- (ク) かが下機器

(6) 立会い

法に基づく定期検査に立ち会うこと。

4 異常時の通話機能

閉じこめなどの異常時には、エレベーター内と体育館事務室との間で、直接通話することができるようにすること。

5 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場維持管理業務仕様書

1 トラック及びフィールド維持管理業務

(1) 日常維持管理業務

ア ウレタン舗装部分のメンテナンス

トラック及びフィールドピット等のウレタン舗装部分については、砂、鳥の糞、ごみ等を取り除く。その際、低圧洗浄機、スィーパー、スポンジローラー、デッキたわし等ウレタン部分を損傷しない用具を選定すること。

また、ウレタンの浮きが発生していないか確認を行うこと。

イ 大会開催時、霜などウレタン上が滑りやすくなっているような場合は、事前に危険な状態にならないよう対応すること。

ウ ウレタン舗装破損の予防と破損箇所の確認及び補修

ウレタン舗装の破損を予防するため、スパイクの制限（ピン9mmまで）等をルール化し、利用者に徹底することでウレタンの破損防止及び長寿命化を図る。また、スパイクやその他の原因による破損箇所を確認した場合は、適宜補修を行うこと。

エ 投てき場、同サークルの点検及び整備

投てき場の整備については、凹凸を減らし、平らに近づけるようにすること。また、整備後は、全面に防水カバーをかけ、水溜まりができないようにすること。利用者が利用した場合も防水カバーをかけるよう指導すること。なお、防水カバーは風で飛ばないようにおもりを置くこと。

オ 幅・高跳びの助走路（ウレタン）及び砂場の点検及び整備

砂場については防水カバーをかけ、水溜まりができたり、砂が飛散しないようにすること。なお、防水カバーは風で飛ばないようにおもりを置くこと。

カ 器具及び用具（電子機器は除く）の点検及び整備

器具及び用具については、注油、磨き及び錆取り等の日常メンテナンスを行い、破損の確認をすること。なお、破損が確認された場合は修理を行うこと。

また、屋外用の机及びイス等の什器は適宜修理及びメンテナンスを行い、貸し出しができるようにしておくこと。

キ 電子機器は、空調が効き、施錠可能な場所で保管すること。

ク 器具及び用具の貸し出し及び受け入れ

用具等の使用については、承認書を確認するなどの確に行うこと。

ケ その他、発生業務の処理

(2) フィールド内サッカー用ライン設置業務

ア 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

イ 作業内容

手押し式ライン引き機を使用し、水溶性塗料を吹き付け12.5cm以下の実線によりサッカーコートを描くこと。

2 砂入り人工芝コート維持管理業務

(1) 実施箇所

砂入り人工芝（テニスコート及びゲートボール場） 4, 0 4 6 m²

(2) 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

(3) 作業内容

ア 必要に応じてブラシ掛けを行い、移動した砂を均す。

イ 状況により砂の補充散布を行う。

(4) テニスコート及びゲートボール場に備え付けられたブラシ、ほうき等の付属用品の確認を行い、必要に応じて交換すること。

(5) 珪砂などが固結しコケ等が生えた場合は、取り除き、新しい珪砂等を補充し、コケの蔓延が起らないようにすること。

3 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場照明設備保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 屋外運動場陸上競技場

ア 投光器 大光量タイプ HW-F 72基

イ ウォールライト 直管LEDランプ交換型ポーチ灯器具 12台

(2) 屋外運動場テニスコート

投光器 SFM503B-D (近距離用) 24基

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

設備の点検、報告及び清掃を行う。

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場電子機器保守点検業務仕様書

- 1 対象設備 綾瀬市民スポーツセンター屋外運動場
- 2 内 容 市民スポーツセンター屋外運動場管理棟内に保管している電子機器について次の項目の保守点検を行う。
 - ・写真判定装置現地検査
 - ・連発式スタート発信装置現地点検
 - ・トリプルシグナルピストル現地点検
 - ・ピストル信号出力ケーブル現地点検
 - ・フィニッシュタイマー及びレーンナンバー現地点検
 - ・超音波風速計工場点検
- 3 その他
 - (1) 点検を行うにあたり、事前に日程調整を行うこと。
 - (2) 超音波風速計の工場点検については、該当機器回収日及び返却日を事前に調整すること。
 - (3) この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

本蓼川テニスコート維持管理業務仕様書

1 対象範囲

本蓼川テニスコート 2, 974 m²

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

- (1) グラウンド維持管理
- (2) 機械除草
- (3) 除草剤散布
- (4) 清掃業務
 - ア トイレ清掃
 - イ 倉庫清掃

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

蓼川スポーツ広場維持管理業務仕様書

1 対象範囲

蓼川スポーツ広場 8, 171 m² (サブグラウンド含む)

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

- (1) グラウンド維持管理
- (2) 機械芝刈
- (3) 除草抑制剤散布
- (4) 浄化槽維持管理
 - ア 浄化槽清掃
 - イ 浄化槽保守点検
 - ウ 浄化槽法定点検
 - エ 浄化槽汲み取り
- (5) 病虫害防除
- (6) 樹木剪定
- (7) 清掃業務
 - ア トイレ清掃
 - イ 倉庫清掃

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

早川城山多目的広場維持管理業務仕様書

1 対象範囲

早川城山多目的広場 15,998㎡

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

(1) グラウンド維持管理業務

(2) 清掃業務

ア トイレ清掃

イ 倉庫清掃

ウ 備品等確認・補充

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

中学校校庭夜間照明設備保守点検業務仕様書

1 対象設備

(1) 綾北中学校校庭夜間照明設備		
照明盤	屋外自立型	1面
柱上分電盤	照明柱共架型	7面
外灯	HF80X	1台
投光器	E39001M/NSAJ2	28台
電撃殺虫器	FL20W×2	7台
照明自動点灯盤	押しボタン式屋外自立型	1台
終了予告灯	回転灯黄色 (サイレン付)	1台
(2) 城山中学校校庭夜間照明設備		
照明盤	屋外自立型	1面
柱上分電盤	照明柱共架型	5面
外灯	HF80X	1台
投光器	FV500-56800-N-D	56台
電撃殺虫器	FL20W×2	5台
照明自動点灯盤	押しボタン式屋外自立型	1台
終了予告灯	回転灯黄色 (サイレン付)	1台
(3) 春日台中学校校庭夜間照明設備		
照明盤	屋外自立型	1面
柱上分電盤	照明柱共架型	7面
外灯	HF80X	1台
投光器	FV500-56800-N-D	70台
電撃殺虫器	FL20W×2	7台
照明自動点灯盤	押しボタン式屋外自立型	1台
終了予告灯	回転灯黄色 (サイレン付)	1台

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

- (1) 各照明灯の絶縁抵抗値を測定する。
- (2) 設備に不良箇所等を発見した場合は、速やかに報告する。

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬スポーツ公園管理業務仕様書

1 目的

綾瀬スポーツ公園の適切な公園管理の実施を目的とする。

2 対象施設

- (1) 園路及び植栽地（※芝生管理及び樹木の剪定は除く。巡回清掃のみ）
- (2) トイレ
- (3) 運動施設
 - ・多目的広場ほか（別紙仕様書のとおり）
- (4) 管理施設
 - ・レストハウス（別紙仕様書のとおり）
- (5) 有料駐車場（別紙仕様書のとおり）
- (6) 自家用電気工作物（別紙仕様書のとおり）
- (7) 受水槽（別紙仕様書のとおり）
- (8) 浄化槽（別紙仕様書のとおり）

3 業務内容 日常管理及び芝生管理を下記のとおり行なうものとする。

(1) 巡回・清掃

園内巡回	毎日
トイレ防犯カメラ管理	毎日
公園清掃	毎日
トイレ清掃	毎日

(2) その他

ロール紙補充	適宜
--------	----

4 非常事態の処理

従事者は、予想される非常事態の発生に備えて、その対応処置を研究しておくとともに、非常事態発生に際しては、速やかに適切な処置を講ずる。

5 報告

業務実施結果について、報告書等の書類をもって報告する。なお、当該設備において故障、異常等を発見したときは速やかに報告をする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬スポーツ公園スポーツ施設維持管理業務仕様書

1 対象施設

- (1) 第1野球場
- (2) 第2野球場
- (3) ソフトボール場
- (4) テニスコート
- (5) 多目的広場

2 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

3 作業内容

- (1) 第1野球場
 - ア グラウンド整備
 - イ 空調機点検
 - ウ 機械芝刈
 - エ 除草剤散布
 - オ 病虫害防除
 - カ ガラス清掃
 - キ 床清掃
 - ク 空調機フィルター清掃
 - ケ 側溝・排水枡フィルター清掃
- (2) 第2野球場
 - ア 機械除草
 - イ 人力除草
 - ウ グラウンド整備
 - エ 除草剤散布及び抑制剤
 - オ 病虫害防除
 - カ 水中ポンプ点検
 - キ 目土かけ
 - ク 芝生施肥
 - ケ 芝生病害虫防除
 - コ エアレーション
 - サ 空調機点検
 - シ 清掃
 - ス 床清掃
 - セ 空調機フィルター清掃
 - ソ 側溝・排水枡清掃
- (3) ソフトボール場
 - ア グラウンド整備
 - イ 清掃

- ウ 側溝・排水柵フィルター清掃
- (4) テニスコート
 - ア 砂入り人工芝整備
 - イ 照明設備保守点検
 - ウ 側溝・排水柵フィルター清掃
- (5) 多目的広場
 - ア グラウンド整備
 - イ 機械除草
 - ウ 除草剤散布
 - エ 病虫害防除
 - オ 側溝・排水柵フィルター清掃
 - カ 清掃

4 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

スポーツ公園清掃業務（側溝等）仕様書

ア 対象範囲（別添図参照）

- (ア) 多目的広場（第1・第2含む）自由勾配側溝 552.7m
- (イ) 第1野球場 U型側溝 758.8m
- (ウ) ソフトボール場 U型側溝 265.8m
- (エ) テニスコート U型側溝 272.6m
- (オ) 多目的広場 排水柵フィルター 1か所
- (カ) 第1野球場 排水柵フィルター 1か所
- (キ) ソフトボール場 排水柵フィルター 1か所
- (ク) テニスコート 排水柵フィルター 2か所

イ 実施回数

別紙「実施回数表」のとおり

ウ 作業内容

側溝・排水柵清掃

- (ア) 側溝の汚泥を取り除く。
- (イ) 高圧洗浄にて洗い流す。
- (ウ) 取り除いた汚泥は場外に搬出し処分する。

排水柵フィルター清掃

- (ア) キャップを取り外す。
- (イ) キャップの網目の部分をブラシや水等で洗い流す。
- (ウ) キャップを基に戻す。
- (エ) キャップに溜まっていたゴミは速やかに処分する。

綾瀬スポーツ公園自家用電気工作物保守点検業務

1 目的

綾瀬スポーツ公園の自家用電気工作物を良好な状態に保つための点検、調整等の保守業務を行うものとする。

2 保守対象設備

ア 変圧器	一般動力用	100KVA	1台
	一般電灯用	75KVA	2台
イ コンデンサー		16kvar	2台

3 保守対象設備設置場所

綾瀬市本蓼川345番地内 綾瀬スポーツ公園

4 業務内容

(1) 実施回数

月次点検：各設備年6回（隔月1回）必要な保守業務を行うものとする。

年次点検：各設備年1回必要な保守業務を行うものとする。

(2) 保守点検項目

月次及び年次点検は、設備概要に示してある設備等の巡視、点検、清掃及び操作を行い、その基準については、電気事業法に定める保守規定に基づき行うものとする。

5 保守担当技術者の資格

保守点検業務に従事する者は、電気事業法による主任技術者の資格を有するものとする。

6 非常事態の処理

従事者は、予想される非常事態の発生に備えてその対応処置を研究しておくとともに、非常事態発生に際しては、速やかに適切な処置を講ずる。

7 報告

業務実施結果について報告書等の書類をもって報告する。なお、当該設備において故障、異常等を発見したときは速やかに報告をする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬スポーツ公園受水槽保守点検、清掃業務

1 目的

綾瀬スポーツ公園の受水槽を良好な状態に保つための点検、調整等の保守業務を行うものとする。

2 施設の概要

受水槽 40 m³ (2槽式) 2基

3 業務内容

- (1) 外観目視点検 月1回
- (2) 清掃業務 年1回
- (3) 水質分析 年1回
- (4) 水質検査、残留塩素投与 月1回
- (5) 法定検査 年1回

4 点検従事者の資格

保守点検業務に従事する者は、受水槽管理の資格を有する者とする。

5 非常事態の処理

従事者は、予想される非常事態の発生に備えてその対応処置を研究しておくとともに、非常事態発生に際しては、速やかに適切な処置を講ずる。

6 報告

業務実施結果について報告書等の書類をもって報告する。なお、当該設備において故障、異常等を発見したときは速やかに報告をする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬スポーツ公園浄化槽保守点検、清掃業務

1 目的

綾瀬スポーツ公園の浄化槽を良好な状態に保つための点検、調整等の保守業務を行うものとする。

2 施設の概要

機 種	処理対象 人 数
嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	190人
嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	170人
嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	112人

3 業務内容

(1) 保守点検業務

ア 実施回数 綾瀬スポーツ公園 年4回

イ 点検項目 浄化槽法第8条及び厚生省関係浄化槽法施行規則第2条に規定する技術の基準に従い実施するものとする。

(2) 殺虫プレートの取り付け・孵化阻害剤 適宜

※虫が発生しないように対策すること。

(3) シーリング剤投与 年2回

(4) 水質検査 (pH・COD・SS・大腸菌) 年1回

(5) 清掃業務 年2回

浄化槽法第9条及び厚生省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する技術の基準に従い実施するものとする。

(6) 汲み取り業務 年2回

4 点検従事者の資格

保守点検業務に従事する者は、浄化槽管理士の資格を有する者とする。

5 非常事態の処理

従事者は、予想される非常事態の発生に備えてその対応処置を研究しておくとともに、非常事態発生に際しては、速やかに適切な処置を講ずる。

6 報告

業務実施結果について報告書等の書類をもって報告する。なお、当該設備において故障、異常等を発見したときは速やかに報告をする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

綾瀬スポーツ公園有料駐車場管理業務仕様書

1 駐車場の概要

施設内容 ア 駐車場面積 14,930㎡

イ 台数 普通車：461台、障がい者用：9台、大型車：5台

駐車場	普通車	障がい者用	大型車
第1駐車場	206台	6台	—
第2駐車場	30台	3台	—
第3駐車場	225台	—	—
大型専用駐車場	—	—	5台
合計	461台	9台	5台

ウ 施設構造・規模等

アスファルト舗装、誘導ブロック、サイン施設、車止め、フェンス、雨水排水施設、引込注、各種配電盤、通信施設、電気施設、照明灯、駐車場機器、植栽帯、植栽

2 管理の基準

(1) 人員等配置の基準

- ア 駐車場全体を統括して管理運営業務を行う責任者を明確にし、業務を遂行するために必要な人員を置くものとする。
- イ 職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないよう定めること。
- ウ 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。
- エ 管理運営業務を開始するにあたり、業務を円滑に行えるよう物品等の準備及び必要な研修等を実施すること。

(2) 駐車場開場時期等

- ア 供用日 1月1日から12月31日までの期間
- イ 供用時間 24時間

(3) 利用料金

ア 普通車及び大型車の駐車場利用料金

単位		金額
普通車	30分を超え1時間まで	100円
	最初の1時間を超え、1時間までごと	上記の金額に100円を加算する (入場から1回当たりの1日の上限を600円とする。)
大型車	1回につき	1,500円

上記において「普通車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって二輪自動車又は乗車定員11人以上であるバス型の自動車でないものをいい、「大型車」とは、同条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

綾瀬スポーツ公園駐車場に引き続き午前0時を過ぎて駐車した場合は、それまでの合計額に、普通車については、午前0時以降の1時間までごとに100円を加算し、その日の加算額は600円を上限とするものとし、大型車については、1,500円を加算するものとする。

イ 駐車場利用料金の免除

綾瀬市都市公園条例及び綾瀬市都市公園条例施行規則の規定に適合するときは、利用料金を免除する。

(4) 法令等の順守

駐車場の管理運営に当たっては、関係法令、条例及び規則を順守する。

3 業務内容

(1) 駐車場の運営に関すること

ア 巡回、巡視

駐車場内の防犯上又は安全を確保するため、定期的な巡回・巡視を行う。

イ 光熱水費

運営上必要となる光熱水費や電話料金等は指定管理者の負担とする。

ウ 拾得物・残置物の処理

・拾得物は拾得物台帳を作成し、所轄の警察署に届けること。

- ・ 駐車場内に残置された自動車、自転車を持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と断定されるものについては、市と協議の上、一定期間保管した後、処分すること。なお、処分費用については、市が負担する。
- ・ 廃棄したものかどうか疑わしい場合は、市と協議の上、一定期間、撤去要請の告示（張り紙等）をした後、所有者が不明の場合に処分すること。なお、処分費用の負担については、市と協議の上決定する。
- ・ 駐車場内に不法に放置されている車両については、所有者確認・撤去指導等の必要な処理を行うこと。なお、処分費用については、市が負担する。

エ 緊急対応体制の確立

- ・ 事故や災害などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立させること。
- ・ 利用者の安全に細心の注意を払うこと。
- ・ 厳重な注意を払い、場内における事故及び盗難等の防止に努めること。
- ・ 事故が発生した場合は、被害者の救済、保護等の必要な応急措置を講じるか、二次災害の発生防止に努め、状況に応じ市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面で市に報告を行うこと。
- ・ 火災その他不可抗力の発生により、施設等が危険にさらされ又はさらされるおそれがあるときは、速やかに利用者等を安全な場所に避難させ、駐車場の封鎖等の措置をとるとともに、市及び関係官公署に連絡するなど適切な措置を講じ、事故発生後7日以内に書面により報告を行うこと。
- ・ 各種気象警報が発令された場合、速やかに施設内点検を実施し、状況を把握した上で、事故や災害を防止するための対策を講じること。
- ・ 施設及び備品の滅失又はき損その他重大な事故が発生したときは、速やかに市へ連絡を行い、事故発生後7日以内に事故発生等報告書により報告すること。

オ 閉鎖時の周知

臨時休業等やむを得ず閉鎖するときは、利用者及び関係者・関係機関等に事前連絡の上、適切なる周知を図ること。

カ 市民要望等の対応

駐車場に関する市民要望等を取りまとめ、要望内容の改善に努めること。

キ 利用者への指導、事故の防止

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況

を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。

ク ホームレスが起居の場所として使用し、一般の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、関係機関と協力して必要な措置を取ること。

ケ 駐車場内の占用許可、使用許可は綾瀬市が行う。

(2) 駐車場の業務等に関すること

ア 窓口等

- ・ 駐車場利用料金の徴収、駐車料金の免除及び還付事務等を行うこと。
- ・ 問い合わせ、苦情、トラブル、要望の処理に努めること。
- ・ 施設賠償保険への対応を行うこと。

イ スケジュール管理

- ・ 駐車場利用における年間スケジュールを調整すること。
- ・ スポーツ施設利用者及び公園利用者が円滑に駐車場を利用できるよう、各種協会等との連絡調整を行うこと。

ウ 駐車場の利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用者指導を行うこと。

エ 入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとする者等を入場させず、また、退場させる事ができる。

- ・ 泥酔者
- ・ 伝染病の疾患であると認められる者
- ・ 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- ・ 他人に不快感を与える恐れのある者
- ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められる場合

(3) 駐車場の維持管理に関すること

- ・ 駐車場管制設備機器が支障なく運営できるように、年1回、定期点検を行うこと。
- ・ 駐車場機器故障等緊急時には、緊急対応を行うこと。
- ・ 大会開催時等には、適宜交通整理を行うこと。
- ・ 売上金の回収は、1週間に1回以上行うこと。
- ・ つり銭用の硬貨及び紙幣を用意すること。また、つり銭の精査を行い、必要があれば補充を行うこと。

- ・消耗品（駐車券及び記録紙）の管理を行うこと。
 - ・駐車場入出庫台数、売上金のデータは、日毎に月次でまとめて報告すること。
 - ・機器トラブル等により、料金の手徴収が必要となった場合は、所定の駐車場利用料を徴収すること。また、領収書が必要な利用者には、手書きの領収書を発行すること。
 - ・出口精算機からの問い合わせ及びトラブル対応用のインターフォン、状況確認用カメラで、コールセンターにて24時間365日対応を行うこと。
 - ・カメラによる駐車料金の免除対象者の確認、トラブル時等でゲートが開かない場合には、迅速に遠隔、又は手動にてゲートを開け、出庫ができるようにすること。
 - ・駐車券紛失、駐車券読取不良時には、入庫時間の確認により精算すること。
 - ・領収書を遠隔発行すること。
 - ・駐車場で発生するトラブルは、24時間365日受付可能とし、トラブルの対応を行うこと。
 - ・定期に駐車場内の巡視点検、駐車場機器周辺のゴミ清掃等を行うこと。
 - ・駐車場機器の故障及び照明の不点等については、速やかに修繕を行うこと。
 - ・駐車場内の各種サイン、案内板などの板面清掃を定期的に行うこと。
 - ・駐車場管理に必要な事務用品は、指定管理者の負担で揃えること。
- (4) 駐車場のPR、情報提供に関すること
- ・概要、利用方法、利用時間、利用料金等を記載したホームページやパンフレットを作成し、公開及び配布すること。
 - ・利用方法等を周知するための看板等を作成、設置すること。
 - ・その他、必要事項の周知を行うこと。
- (5) 業務の報告に関すること
- ・事業に関する次の月報を作成するものとする。
 - ア 管理業務の実施状況（巡視・巡回、点検、修繕、清掃、その他維持管理、窓口運営等）
 - イ 利用状況（駐車場入出庫台数、売上金のデータ、免除対象者数等）
 - ウ その他特記事項
- (6) その他
- ア 施設簡易修繕
 - ・駐車場機器の故障等の簡易な修繕を行うこと。ただし、簡易に修繕ができない

ものは、別途協議の上決定する。

イ ゴミの分別処分

- ・ 駐車場機器周辺から発生したゴミは、分別収集して処分すること。
- ・ 一般ごみ（可燃ごみ）及び不燃ごみは、適正に搬出処分し、資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル等）は、それぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させること。

ウ 駐車場の管理運営に関わる賠償責任保険

- ・ 指定管理者は、駐車場の管理運営に関わる賠償責任保険等に参加し、「第三者に損害を及ぼした場合」、「駐車場施設及び付帯設備を損壊又は滅失した場合」、「その他管理運営に関わる損害が発生した場合」、速やかに事故報告書を市に提出するとともに、指定管理者の責任のもとその損害を賠償し、又は原状に回復するものとする。

エ 協議

- ・ 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

4 報告

業務実施結果について報告書等の書類をもって報告する。なお、当該設備において故障、異常等を発見したときは速やかに報告をする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

光綾公園多目的フィールド日常管理業務仕様書

1 業務日時

- (1) 施設の休場日及び市の指定する日を除く毎日
- (2) 原則として午前8時00分から午後9時30分まで

2 監督者・従事者

学歴は問わないが、業務を誠実かつ適正に履行する能力を有し、施設の公共性を十分認識している健康的で清潔感のある者で18歳以上とする。

3 施設利用等に係る業務

- (1) 市主催事業等への協力
- (2) 施設利用に係る業務

ア 施設を利用するにあたり必要となる団体登録、利用受付、利用料金の収納、鍵の受け渡し等を行うこと。

イ イベント利用にあたっては、事前に市と協議のうえ決定すること。

ウ 雨天や災害等による施設利用の振替又は還付等の処理を行うこと。

エ 市民団体及び市民1/2超団体については、抽選申し込みを受け付けていることから、毎月抽選を行うこと。なお、抽選については、市指定の予約システムを使用した自動抽選とすること。

オ 予約状況等について照会があった場合には対応すること。

カ 翌年度の大会等の施設利用に係る利用日程調整会議の資料を作成し、会議を開催すること。

キ 大会等の開催にあたっては、利用団体と事前に打ち合わせを行うこと。

ク 利用者に遵守事項を周知徹底すること。なお、危険な行為等による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために利用状況を適宜把握し、必要に応じて指導を行うこと。

ケ 利用者からの施設に関する要望等については、要望の改善に努めること。

- (3) 施設及び備品の管理

ア 各施設の器具庫等に設置している備品の整理整頓を行うこと。

イ 備品の貸し出しにあたっては、台帳等により管理すること。

ウ 消耗度の激しい備品の補修及び注油等を行うこと。

エ 施設解錠及び施錠を行うこと。

4 日常清掃

施設とその周辺については、美観を維持できるよう利用状況に応じて清掃を行うこと。

5 その他の業務

(1) 施設の巡回清掃

随時施設の巡回及びゴミ拾いを行い、異常がないか確認すること。また、施設に損傷等の異常が認められた場合は、速やかに報告すること。

(2) 駐車場の管理

公園管理者の管理時間外（午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後9時まで）に施設の利用がある場合は、開錠及び施錠の対応をすること。

(3) 非常事態の処理

ア 予想される非常事態の発生に備えて、緊急時における対応マニュアルを作成しておくこと。

イ 非常事態が発生した際は、負傷者、急病人の救済、保護などの応急処置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り、対処すること。また、地震や火災などの災害発生時は、迅速かつ、的確に情報を利用者に伝達するとともに、避難誘導體制を確立し、安全確保に取り組むこと。

6 報告

事故及び緊急事態が発生した場合は、直ちに、市にその旨を報告し、指示に従うものとする。業務上の処理上重大な事故があったときも同様とする。なお、業務報告は毎月当月分を報告書により提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

光綾公園多目的フィールド維持管理業務仕様書

業務内容

1 ロングパイル人工芝の維持管理業務

(1) 実施箇所

グラウンド（内野、外野）

(2) 数量

施設全体 A=約 11,000 m²

（多目的フィールド内 A=9,368.0 m²）

(3) 作業内容及び実施回数

①ゴミ、落葉等がないよう日常的に清掃すること。

②収集したゴミ等は、速やかに処分すること。

※上記の内容を週4回程度（休日及びイベント利用後必須）実施すること。

③清掃及びブラッシングを（トラクター及びスノーパー使用）実施し、回収したゴムチップは再度敷き均すこと。

④グラウンドの状況に応じゴムチップの補充を行うこと。

※上記の内容を利用頻度に応じて適宜実施すること。

2 アンツーカーの維持管理業務

(1) 実施箇所

グラウンド（マウンド、ベース周り）

(2) 数量

A=173.0 m²

(3) 作業内容及び実施回数

①アンツーカー部分の不陸箇所にアンツーカー混合土を補充し敷き均すこと。

②施工に伴い撤去した既設ポイント等は、既存の位置に復元すること。

③アンツーカー周辺の人工芝内に流入し固着したアンツーカーを均し（自走式スクラッチャーブラシ使用）、除去（トラクター及びスノーパー使用）すること。

④回収したアンツーカーは再度敷きならすこと。

※上記の内容を月2回程度実施すること。

3 夜間照明施設の維持管理業務

(1) 実施箇所

ナイター照明塔（夜間照明施設）

(2) 数量

N=4基 (LED 投光器：各12基)

(3) 作業内容及び実施回数

①目視点検を行うこと。

※上記の内容を月1回程度実施すること。

②各照明灯の絶縁抵抗値を測定すること。

③照明塔の清掃をすること。

④設備に不良箇所等を発見した場合は、報告すること。

※上記内容を年1回実施すること。

(4) 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

4 イベントステージ (大) の維持管理業務

(1) 実施箇所

バックスクリーン付近

(2) 数量

A=130.0m²

(3) 作業内容及び実施回数

電気施設の点検、調整、清掃等を年1回程度実施すること。

※イベント等で使用した際は必要に応じて対応すること。

5 本部席棟の維持管理業務

(1) 実施箇所

審判員室、記録員室、倉庫、トイレ、イベントステージ (小) 及び観客席

(2) 数量

N=1棟

審判員室 25.92m²

記録員室 19.44m²

倉庫 1 25.97m²

倉庫 2 6.50m²

(3) 作業内容及び実施回数 (トイレを除く)

①ガラス窓、床、机等を清掃し清潔に保つこと。

②収集したゴミ等は、速やかに処分すること。

③空調設備及び放送設備の保守点検を行うこと。

※上記の内容を週4回程度実施すること。

④空調フィルター清掃

※上記の内容を年2回程度実施すること。

⑤イベントステージ（小）及び観客席は高圧洗浄にて清掃を行うこと。

※上記の内容を年1回程度実施すること

6 本部席棟トイレ維持管理業務

(1) 実施箇所

本部席棟トイレ

(2) 数量

男子トイレ（小×2、大×1）、女子トイレ（大×2）

(3) 作業内容及び実施回数

①トイレ内のゴミ等を清掃し、便器及び床は水洗いすること。

②収集したゴミ等は、速やかに処分すること。

③ロール紙は、便所清掃時のほか必要に応じて随時補充すること。

※上記の内容を週4回程度実施すること。

7 排水枡フィルター清掃業務

(1) 実施箇所

2か所（別紙のとおり）

(3) 作業内容及び実施回数

①キャップを取り外す。

②キャップの網目の部分をブラシや水等で洗い流す。

③キャップを基に戻す。

④キャップに溜まっていたゴミは速やかに処分すること。

※上記の内容を3か月に1回程度実施すること。

8 備品維持管理業務

(1) 実施箇所

本部席棟倉庫1、倉庫2

(2) 作業内容及び実施回数

①倉庫内の整理整頓及び数量の確認をする。

②破損、故障及び紛失備品の報告をする。

9 報告書

業務実施後は月次報告書等に記載し、実施報告書を市に提出すること。なお、保守点検等において不良箇所が発見された場合には、速やかに修理を実施すること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、書面で協議のうえ定めるものとする。

指定管理者 指定事業仕様書

1 ホームタウンチーム事業

ア ホームタウンチーム：S C相模原、ノジマステラ神奈川相模原

イ 履行場所 綾瀬市民スポーツセンター等

ウ 内容

- (1) スポーツ施設利用に関して、できる限りの協力をすること。
- (2) 後援会、市民デー、報告会など、市とホームタウンチームが協力して行う事業について、積極的に協力すること。協力内容は、その都度協議するものとする。

2 綾瀬市市政50周年記念事業

ア 実施年度 令和10年度

イ 履行場所 市内一円

ウ 内容 指定管理者の専門的知見と特色を活かしたスポーツイベント等を開催すること。開催に向けては、市と綿密に協議連携し、企画すること。なお、市民スポーツセンター陸上競技場は4種公認工事を予定しているため利用できないことを想定し事業を計画すること。

3 綾瀬市健康スポーツフェスティバル

ア 実施回数 年1回

イ 履行場所 綾瀬市民スポーツセンター

ウ 内容 市民の健康増進を主たる目的とし、スポーツ推進計画に則り市民がスポーツを通じて「あつまる」「つながる」ことで市民のウェルビーイングの向上に寄与するようなイベントを計画し実施すること。

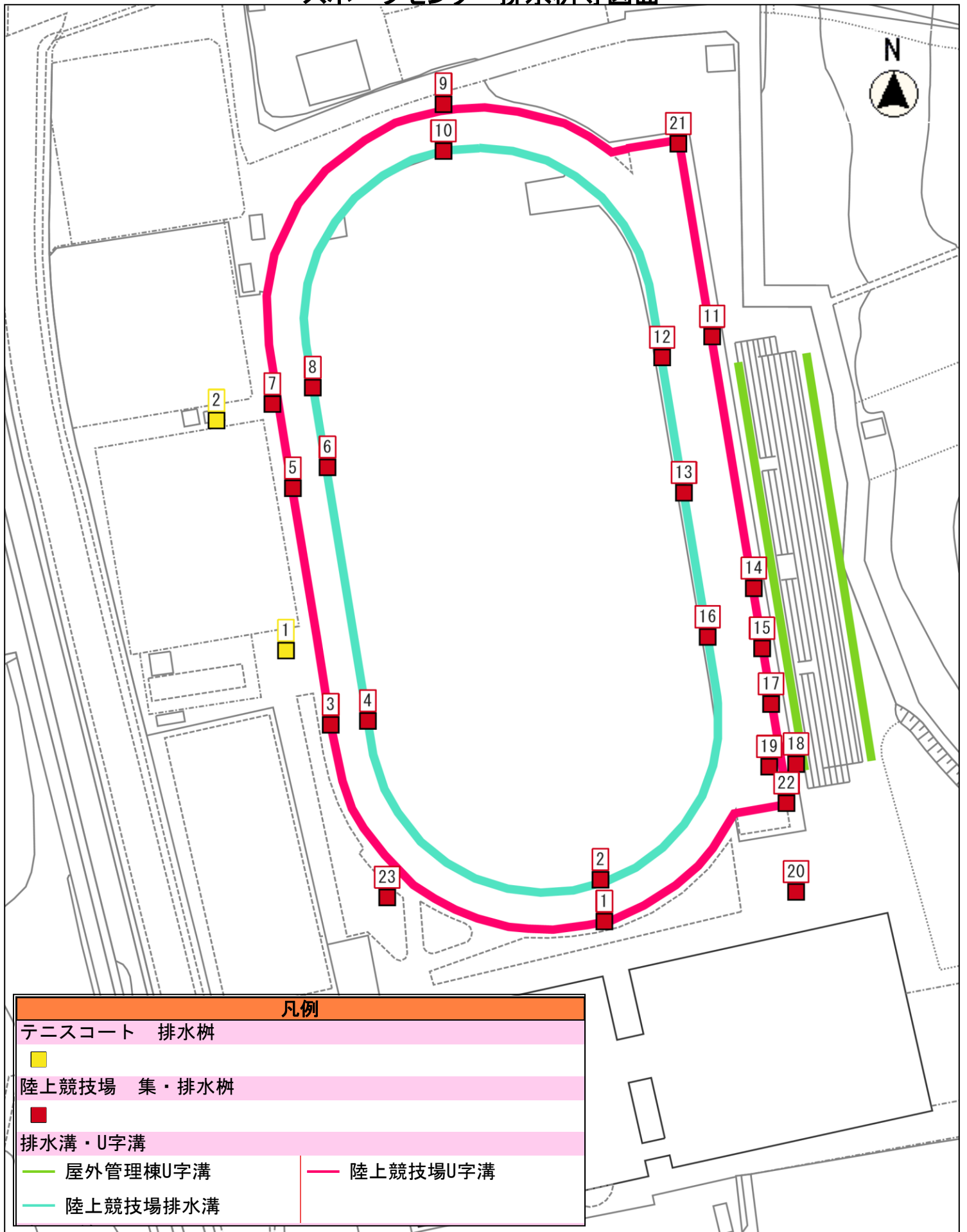
実施回数表

施設名	業務内容	業務内訳	施設内訳	実施回数	
市民スポーツセンター	設備維持管理業務	給排水衛生設備(水回り)	体育館	給湯設備定期点検 月1回	
			屋外運動場管理棟	給湯設備外観機能点検 月1回	
		消毒(鼠・害虫等防除)	体育館	鼠防除 年2回程度 害虫防除 年2回程度	
			屋外運動場管理棟	鼠防除 年2回程度 害虫防除 年2回程度	
		冷温水発生器	メーカー保守点検(テクノ矢崎、冷暖房切替時)	年2回(3台)	
			冷却塔清掃(洗浄)	年1回(3台)	
			冷却水水質管理(レジオネラ菌菌水質検査含む)	年2回(3台)	
		AHU	フィルター清掃	年4回(3台)	
			加湿器点検	年1回(3台)	
			加湿器清掃	年1回(3台)	
			ドレンパン点検	年2回(3台)	
			ドレンパン清掃	年1回(3台)	
			全熱交換器エアフロー	2年に1回(3台)※R07実施	
			熱交換コイル薬品洗浄	2年に1回(3台)※R07実施	
			ファンベアリンググリスアップ	年1回(3台)	
			PAC	フィルター清掃(体育館)	年4回(30台)
				フィルター清掃(体育館、高所作業)	年4回(20台)
		フィルター清掃(屋外管理棟)		年2回(5台)	
		ドレンパン点検(体育館)		年2回(30台)	
		ドレンパン点検(体育館、高所作業)		年2回(20台)	
		ドレンパン点検(屋外管理棟)		年2回(5台)	
		ドレンパン清掃(体育館、屋外管理棟)		年1回(35台)	
		ドレンパン清掃(体育館、高所作業)		年1回(20台)	
		熱交換コイル薬品洗浄(体育館、屋外管理棟)		2年に1回(35台)	
		熱交換コイル薬品洗浄(体育館、高所作業)		2年に1回(20台)	
		AEX (HEX)	保守点検(東京ガス)	年1回(7台)	
			機器点検(フロン簡易点検及びGHPは3年1回の定期点検含む)	年4回	
			加湿器点検(体育館)	年1回(6台)	
			加湿器点検(体育館、高所作業)	年1回(9台)	
			加湿器清掃(体育館)	年1回(6台)	
			加湿器清掃(体育館、高所作業)	年1回(7台)	
			熱交換素子エアフロー(体育館、屋外管理棟)	2年に1回(13台)※R07実施	
			熱交換素子エアフロー(体育館、高所作業)	2年に1回(7台)※R07実施	
			フィルター清掃(体育館)	年4回(12台)	
			フィルター清掃(体育館、高所作業)	年4回(7台)	
		その他	フィルター清掃(屋外管理棟)	年2回(1台)	
			制気口	ガリ清掃 年1回(吸込口 EA59台 RA29台)	
			中央監視盤	メーカー保守点検(東テク) 年2回	
			ELV	メーカー保守点検(東芝エレベーター) 月1回※遠隔監視毎月 技術員点検年4回	
			防火設備点検	法定点検 年1回	
			防火対象物点検	法定点検 年1回	
			非常用発電機負荷試験30%	法定点検 年1回	
			特定建築物調査	法定点検 年1回	
	ロールバック定期点検		センサー等電気点検 5年間で2回		
	バスケットゴール定期点検		大体育室移動式バスケットゴール:油圧ポンプ・車軸の点検等 小体育室:常設手巻きのチェーン等 5年間で2回		
	空気環境測定		体育館12ポイント 年6回		
	清掃業務		日常清掃	体育館	毎日
				屋外運動場管理棟	週1回程度
			床洗浄清掃	体育館	3か月に1回
		屋外運動場管理棟		3か月に1回	
		床ワックス清掃	体育館	3か月に1回	
			屋外運動場管理棟	3か月に1回	
		窓硝子清掃	体育館	3か月に1回	
			屋外運動場管理棟	3か月に1回	
		木質床メンテナンス剤	体育館(小体育室以外)	4か月に1回	
			小体育室	3か月に1回	
		砂入り人工芝コート清掃	テニスコート・ゲートボール場	月1回	
カーペットクリーニング(長尺シート含む)		体育館事務所	年1回		
		体育館幼児体育室(長尺シート)	年2回		
高所窓硝子清掃		体育館(幼児体育室を除く)	年1回		
サッシ・ステンレス清掃		体育館	年1回		
		屋外運動場管理棟	年1回		
照明器具清掃		体育館	年1回		
		屋外運動場管理棟	年1回		
受水槽清掃		体育館	年1回		
		屋外運動場管理棟	年1回		
受水槽水質検査		体育館	年2回(6月～9月に1回)		
		屋外運動場管理棟	年2回(6月～9月に1回)		
給湯設備貯湯タンク清掃		体育館(ボイラー室)	年1回		
倒溝清掃		陸上競技場	年1回		
排水樹フィルター		テニスコート	適宜(月1回程度)		
屋外運動場管理棟観覧席洗浄清掃		屋外運動場観覧席	年1回		
植栽業務		樹木病害虫防除薬剤散布業務	体育館	状況に応じて	
	屋外運動場		状況に応じて		
	機械除草	第3駐車場	年6回		
	芝生除草業務	屋外運動場	適宜(年5回程度)		
薬剤散布業務	殺虫剤 体育館・屋外運動場	年5回			
	殺菌剤 体育館・屋外運動場	状況に応じて			

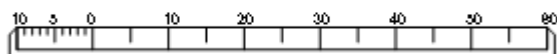
			除草剤 体育館・屋外運動場	年2回
		樹木施肥業務	体育館 屋外運動場	状況に応じて 状況に応じて
		芝生施肥・液肥散布業務	体育館 屋外運動場(フィールド西洋芝生部) 屋外運動場(その他コライ芝生部)	年1回 年12回 年2回
			液肥散布	年16回
		樹木剪定業務	体育館 屋外運動場	適宜(年2回程度) 適宜(年2回程度)
		芝生刈込業務	体育館 屋外運動場(フィールド西洋芝生部) 屋外運動場(その他コライ芝生部)	年5回 適宜(年105回程度の実績あり) 年5回
		目砂かけ業務	屋外運動場(全面) 屋外運動場(フィールド西洋芝生部)	年1回 適宜(年50回程度の実績あり)
		芝生補植業務	屋外運動場(フィールド西洋芝生部) ウインターオーバーシード	状況に応じて 年1回
		芝生更新業務	エアレーション	年1回
			エアレーション 屋外運動場(フィールド西洋芝生部)	年6回
	屋外運動場維持管理業務	維持管理業務	屋外運動場トラックウレタン洗浄(鳥糞等の取り除き) サッカー用ライン設置 テニスコート・ゲートボール場	適宜(月1回程度) 適宜(年間35回程度の実績あり) 年4回
		陸上競技場用電子機器保守点検	保守点検	屋外運動場管理棟 年1回
		屋外運動場照明施設保守点検	点検・調整・修理・清掃	屋外運動場・テニスコート・ゲートボール場 年1回
		ボイラー保守点検業務	バーナー点検整備等	体育館(ボイラー・貯湯タンク各1台) 年1回(給排水衛生設備保守に含む)
		自家用電気工作物保守点検業務	月次点検・年次点検	体育館・屋外管理棟キュービクル 月次点検 月1回 年次点検 年1回
		自動扉保守点検業務	保守点検	体育館(正面出入口) 年2回
		消防設備保守点検業務	外観機能(総合)点検	体育館・屋外運動場・第2駐車場 点検 年1回 総合点検 年1回
		簡易専用水道検査	法定検査	体育館・屋外運動場 年1回
本蓼川テニスコート	維持管理業務	機械除草	機械除草	年4回
		除草剤散布	除草剤散布	年2回
	清掃業務	トイレ・倉庫清掃	トイレ・倉庫清掃	清掃は週2、3回程度
		ロール紙補充	ロール紙補充	利用状況により適宜(週2、3回程度)
		清掃等	清掃等	適宜(週1回程度)
蓼川スポーツ広場	維持管理業務	機械芝刈	機械芝刈	適宜(月1回程度)
		除草抑制剤散布	グラウンド サブグラウンド	年2回 年3回
		浄化槽保守点検	浄化槽保守点検	年4回/殺虫プレート取付等虫対策 適宜
		浄化槽清掃	浄化槽清掃	年2回
		浄化槽法定点検	浄化槽法定点検	年1回
		浄化槽汲み取り	浄化槽汲み取り	年2回
		病害虫防除	病害虫防除駆除	年2回
		樹木剪定	刈込物手入	年2回
	清掃業務	トイレ・倉庫清掃	便所・倉庫清掃	毎日
		ロール紙補充	ロール紙補充	毎日
		清掃等	清掃等	適宜(週1回程度)
早川城山多目的広場	維持管理業務	グラウンド維持管理業務	グラウンド維持管理業務	適宜(月1回程度)
	清掃業務	トイレ・倉庫清掃	トイレ・倉庫清掃	利用状況により適宜(週2、3回程度)
		備品等確認・補充	備品等確認・補充	随時
綾北中学校校庭夜間照明設備		校庭夜間照明設備保守点検	点検・絶縁測定	年1回
城山中学校校庭夜間照明設備	維持管理業務	校庭夜間照明設備保守点検	点検・絶縁測定	年1回
春日台中学校校庭夜間照明設備		校庭夜間照明設備保守点検	点検・絶縁測定	年1回
多目的広場	維持管理業務	日常管理	人工芝生部	適宜
	植栽業務	機械除草作業 除草抑制剤散布 病害虫防除	人工芝生以外法面等	年7回程度 年2回 年2回
	清掃業務	清掃(倉庫含む) 側溝清掃 排水樹フィルター		適宜(週1回程度) 年1回 適宜(月1回程度)
第1野球場	維持管理業務	グラウンド整備 アンソーカーの維持管理等 空調機点検 機械芝刈 除草剤散布 病害虫防除	人工芝生部 アンソーカーの維持管理等 空調機点検(フロンの簡易点検含む) 観客席(芝生)	適宜(月1回程度) 適宜(月2回程度) 年4回 年6回 年2回 年2回
	清掃業務	ガラス清掃 床清掃 空調機フィルター清掃 側溝清掃 排水樹フィルター	本部棟	年2回 年4回 年2回 年1回 適宜(月1回程度)
第2野球場	維持管理業務	機械除草 グラウンド整備 除草剤散布及び抑制剤 芝生施肥 芝生病害虫防除	天然芝生部 内野 除草剤散布及び抑制剤 芝生施肥 芝生病害虫防除駆除	年13回 適宜(月2回程度) 適宜(年2回程度) 年4回 年2回

綾瀬スポーツ公園			空調機点検	空調機点検	年1回
			清掃	ダグアウト	年2回
		清掃業務	側溝清掃		年1回
			空調機フィルター清掃	本部棟	年1回
	ソフトボール場	維持管理業務	グラウンド整備	アンツーカー部 人工芝生部(芝起こし含む)	適宜(月2回程度) 適宜(月1回程度)
		清掃業務	清掃	ダグアウト	年2回
			側溝清掃		年1回
			排水樹フィルター		適宜(月1回程度)
	テニスコート	維持管理業務	砂入り人工芝整備	砂入り人工芝整備	年4回
			照明設備保守点検	照明設備保守点検	年1回
	清掃業務	側溝清掃		年1回	
		排水樹フィルター		適宜(月1回程度)	
レストハウス	設備維持管理業務	空調機点検	空調機点検(フロン簡易点検及び定期点検3年1回含む)	年4回	
		MUDレンパン点検	MUDレンパン点検	年1回	
		MU加温器点検	MU加温器点検	年1回	
	消防設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	年2回	
	清掃業務	日常清掃	日常清掃	毎日	
		床面定期清掃	床面定期清掃	年1回	
		窓ガラス清掃	窓ガラス清掃	年2回	
		HEXフィルター清掃	HEXフィルター清掃	年2回	
		MUフィルター清掃	MUフィルター清掃	年2回	
		ガラリ清掃	ガラリ清掃	年1回	
公園全般	維持管理業務	園内巡回	園内全域	毎日	
		防犯カメラ管理	トイレ4か所		
	清掃業務	公園清掃	園内全域	毎日	
		トイレ	トイレ	週4回程度	
		ロール紙補充	ロール紙補充	週4回程度	
自家用電気工作物	自家用電気工作物保守点検業務	点検	キュービクル	月次点検(月6回)・年次点検(年1回)	
受水槽	受水槽保守点検・清掃	点検	外観目視点検	月1回	
		清掃・水質分析	清掃・水質分析	年1回	
		検査	水質検査・残留塩素投与 法定検査	月1回 年1回	
浄化槽	浄化槽	保守点検	浄化槽保守点検(112人槽)	年4回/殺虫プレート取付等虫対策 適宜	
			浄化槽保守点検(190人槽)	年4回/殺虫プレート取付等虫対策 適宜	
			浄化槽保守点検(170人槽)	年4回/殺虫プレート取付等虫対策 適宜	
		清掃	浄化槽清掃	年2回	
		法定点検	浄化槽法定点検	年1回	
	汲み取り	浄化槽汲み取り	年2回		
駐車場	施設管理業務	日常管理	事務対応(減免・事前精算含む)、駐車場誘導(土日祝)	適宜	
		機械管理	機械管理	第1～3駐車場出入口各1基計6基及び事前精算機1台	
光綾公園	多目的フィールド	維持管理業務	巡回清掃(処分含む)	巡回清掃(処分含む)	適宜(週4回程度)
			清掃及びブラッシング	清掃及びブラッシング	適宜(月2～4回程度)※イベント後必須
			アンツーカー	整備、補充、敷均し	適宜(月2回程度)
				ほぐし、除去、敷均し	適宜(月2回程度)
			夜間照明施設	目視点検	適宜(月1回程度)
			イベントステージ(大)	保守点検・清掃業務	年1回
				高圧洗浄	年1回
				清掃(処分含む)、機器点検	適宜(週4回程度)
				空調フィルター清掃	年2回
				高圧洗浄	年1回
		トイレ清掃、ロール紙補充	適宜(週4回程度)		
	清掃業務	排水樹フィルター		適宜(月1回程度)	
公園全般		駐車場	開錠、施錠	早期、夜間利用時の利用者指導	

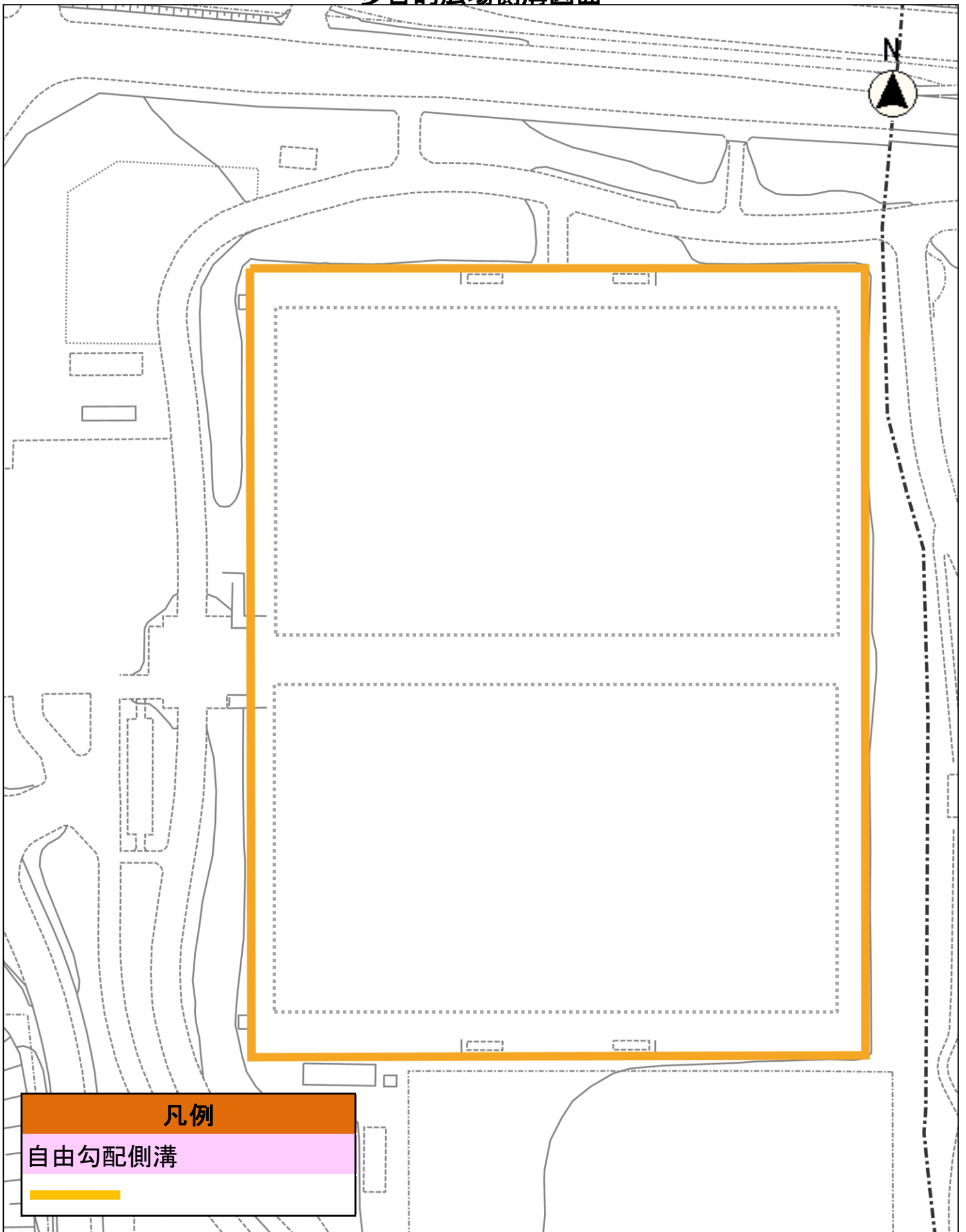
スポーツセンター排水柵等図面



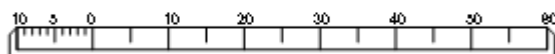
縮尺 1 : 1000



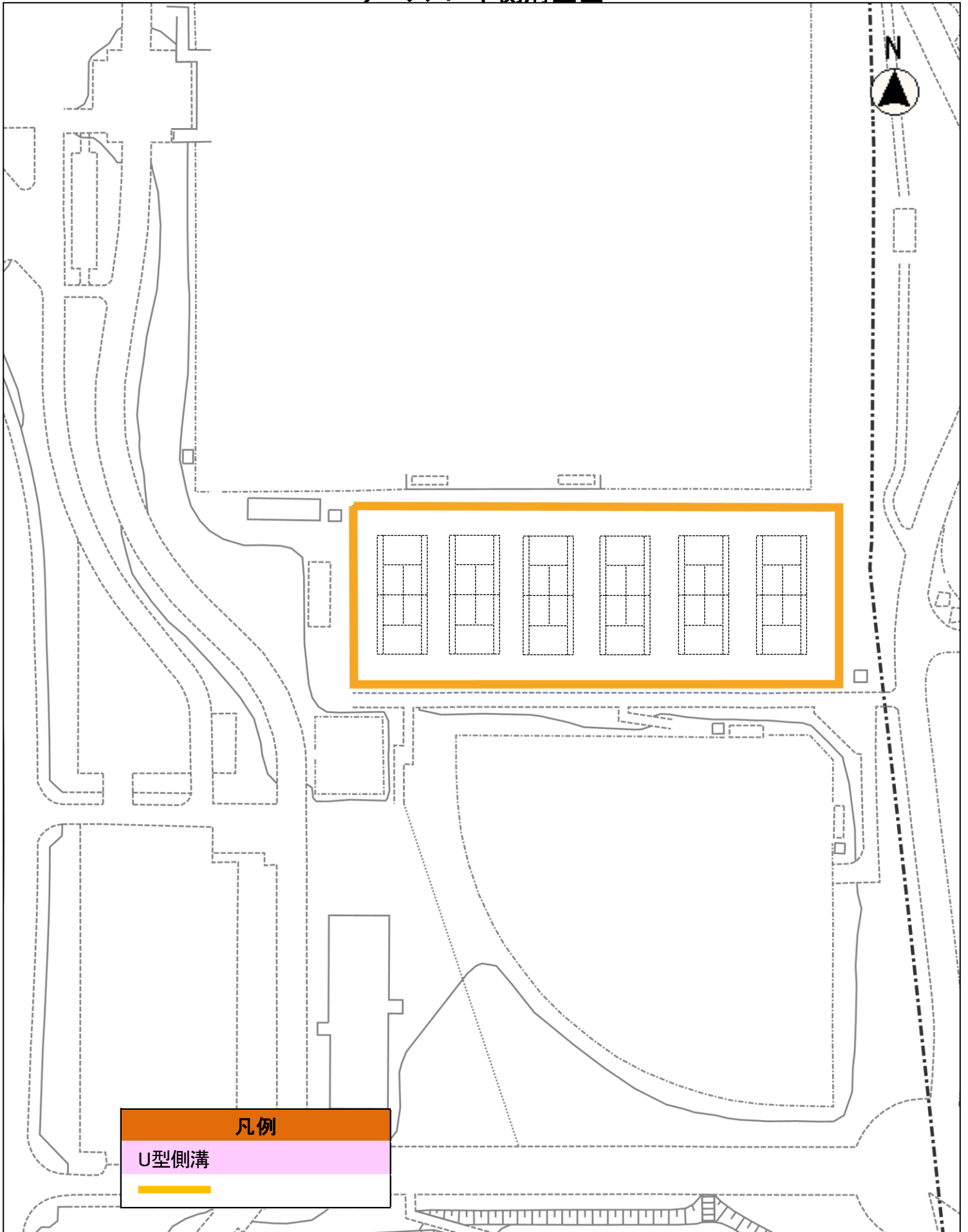
多目的広場側溝図面



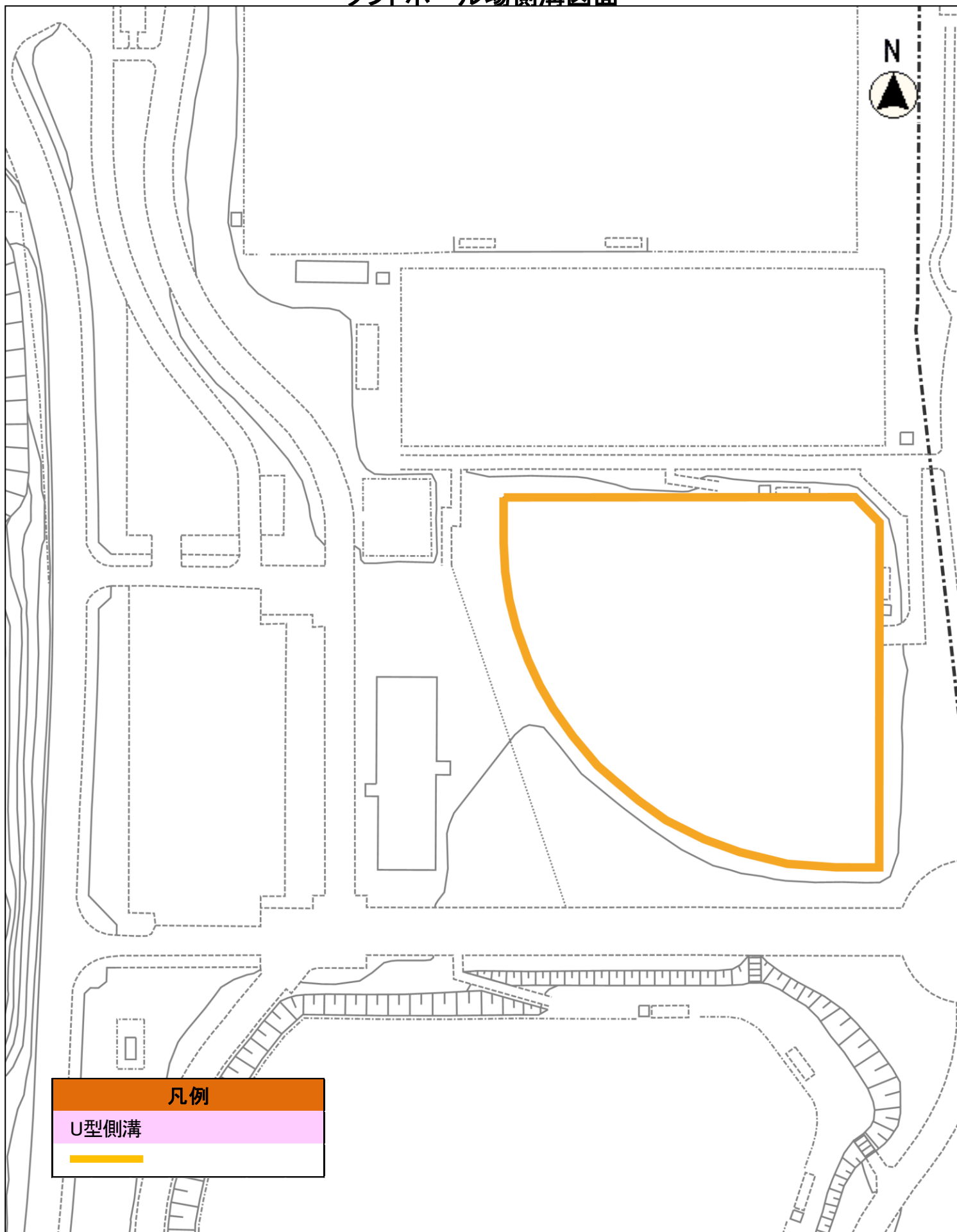
縮尺 1 : 1000



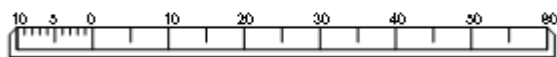
テニスコート側溝図面



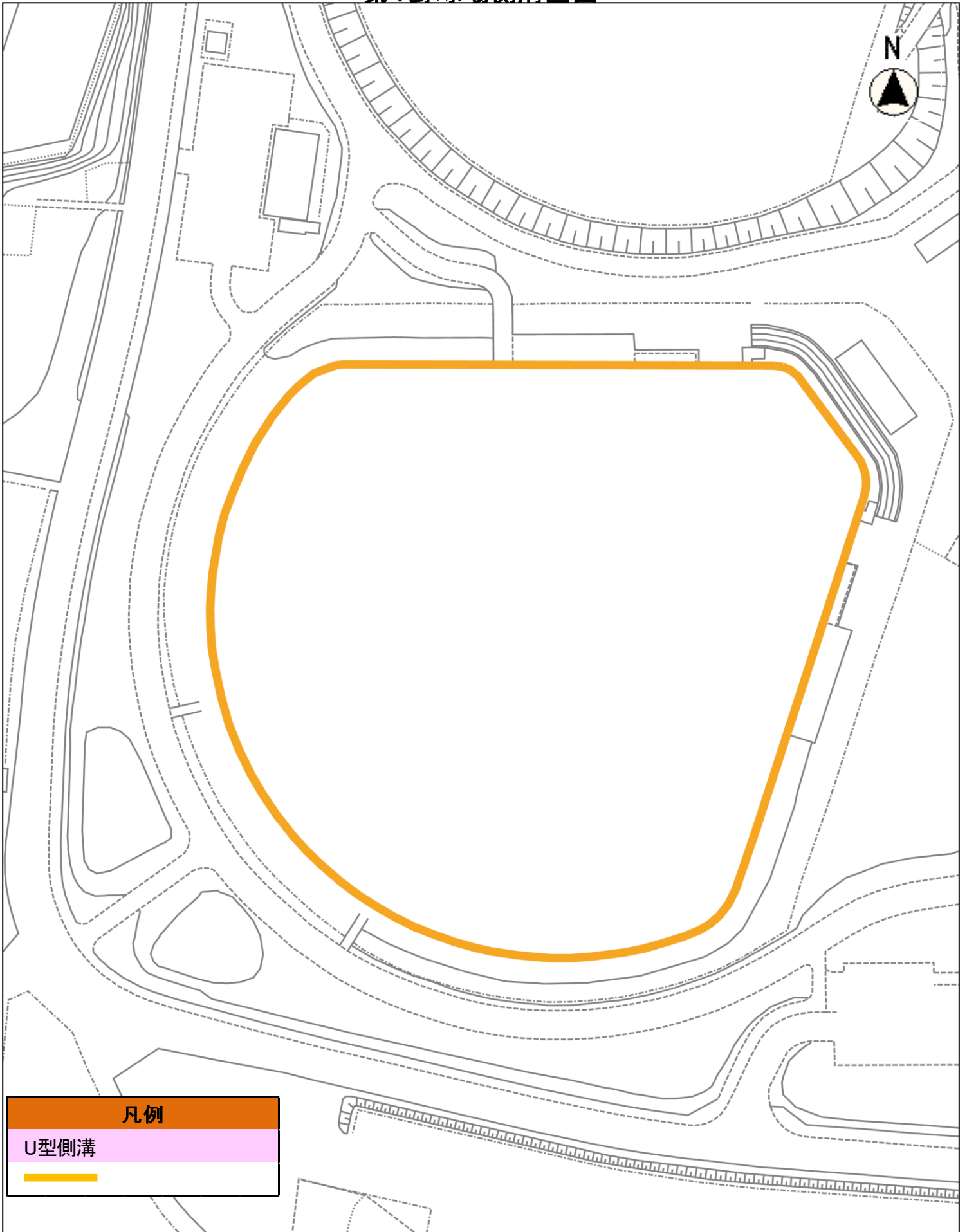
ソフトボール場側溝図面

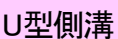



縮尺 1 : 1000

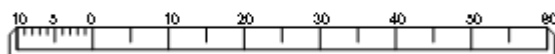


第1野球場側溝図面



凡例	
U型側溝	
	

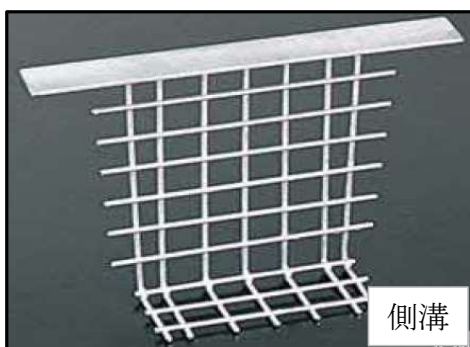
縮尺 1 : 1000



フィルター設置箇所（スポーツセンター）



設置物



フィルター設置箇所（多目的広場）



設置物

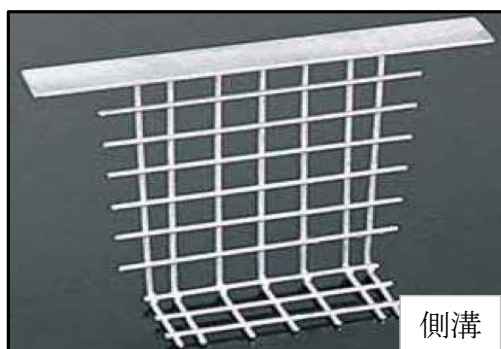


キャップ

フィルター設置箇所（テニスコート・ソフトボール場）



設置物



フィルター設置箇所（光綾公園多目的フィールド）



設置物



備品台帳

得点表示器	AS26	運動用具類	スポーツセンター管理
得点表示器	AS26	運動用具類	スポーツセンター管理
得点表示器	AS26	運動用具類	スポーツセンター管理
得点表示器	AS26	運動用具類	スポーツセンター管理
得点表示器	AS26	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
踏切板	セノ-AJ16	運動用具類	スポーツセンター管理
マット	1.5X3M セノ-AM43	運動用具類	スポーツセンター管理
黒板	オカムラ4394PZ	事務用機器類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラ ロビ-チェア-	来客用椅子類	スポーツセンター管理
黒板	オカムラ4391ZZ	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	オカムラ4391ZZ	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
黒板	イドウシキ オカムラ4391	事務用機器類	スポーツセンター管理
食器戸棚	オカムラ4695ZZ	棚・ラック類	スポーツセンター管理
灰皿	オカムラISA70	施設用雑具類	スポーツセンター管理
灰皿	オカムラISA70	施設用雑具類	スポーツセンター管理
サービスワゴン	オカムラ	施設用雑具類	スポーツセンター管理
寝台(ベッド)	ニチイ1422 ベッド	寝具・布・衣類	スポーツセンター管理
薬品戸棚	ニチイ1275	棚・ラック類	スポーツセンター管理
演台	イトキ LCG	台類	スポーツセンター管理
卓球台	サンエイSR盲人用	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	サンエイRE車椅子用	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	サンエイV3DX	運動用具類	スポーツセンター管理
得点板	セノ-DS52	運動用具類	スポーツセンター管理
床運搬車		運動用具類	スポーツセンター管理
鏡	セノ-BN22 移動式	施設用雑具類	スポーツセンター管理
表彰台(3人用)	セノ-FC25	運動用具類	スポーツセンター管理
脚立	ハセガワLL-620 3.5M	農工具・諸機械類	スポーツセンター管理
得点板	セノ-DS43 バレー、バスケット	運動用具類	スポーツセンター管理
鏡	セノ-BN22 移動式	施設用雑具類	スポーツセンター管理
レインガン	ヒドロSH-110P	運動用具類	スポーツセンター管理
レインガン	ヒドロSH-110P	運動用具類	スポーツセンター管理
散水台車	ヒドロHD-3LB	運動用具類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE113AA	来客用椅子類	スポーツセンター管理

備品台帳

長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
長椅子	オカムラE112AC	来客用椅子類	スポーツセンター管理
利用者予定表	屋外運動場用	施設用雑具類	スポーツセンター管理
支柱	セノ-DF1000 テニス用	運動用具類	スポーツセンター管理
物置	イナバMBN-60ガタ	倉庫類	スポーツセンター管理
支柱	ワールドベガス RT-332 AA-W テニス用	運動用具類	スポーツセンター管理
標識	ハシリハバトビサンダントピヨウ N-343	運動用具類	スポーツセンター管理
フィールド成績表示器	ニシイ N-360	運動用具類	スポーツセンター管理
スポーツタイマー	エバニュー-ST-3LHカバー付 サツカ-用	運動用具類	スポーツセンター管理
支柱	セノ DE0100 バレーボール用	運動用具類	スポーツセンター管理
セーフティーカバー	セノ DE010001(バレーボール用)	運動用具類	スポーツセンター管理
セーフティーカバー	セノ-DE000021/バレーボール用	運動用具類	スポーツセンター管理
セーフティーカバー	セノ-DE000021/バレーボール用	運動用具類	スポーツセンター管理
セーフティーカバー	セノ-DE000021/バレーボール用	運動用具類	スポーツセンター管理
プレハブ倉庫	イナバ MEB-61 CTM	倉庫類	スポーツセンター管理
プレハブ倉庫	イナバ MEN-60	倉庫類	スポーツセンター管理
支柱	セノ DE-0100 バレーボール用	運動用具類	スポーツセンター管理
ネット	ニシスポ-ツ F2061囲い附設防護用	運動用具類	スポーツセンター管理
発電機	新ダイワ EG16	農工具・諸機械類	スポーツセンター管理
バスケット30秒タイマー	MT-MSC30	運動用具類	スポーツセンター管理
サンラッキーシャッフルボードセット	SC-Y	運動用具類	スポーツセンター管理
サンラッキーシャッフルボードセット	SC-Y	運動用具類	スポーツセンター管理
サンラッキーコニカルスタンダードセット	FRS-Y3	運動用具類	スポーツセンター管理
サンラッキーコニカルスタンダードセット	FRS-Y3	運動用具類	スポーツセンター管理
マット	空手マット セノ-EE1020 100枚組	運動用具類	スポーツセンター管理
サッカーゴール	一般用・三和体育・S3411・1組	運動用具類	スポーツセンター管理
物置	イナバ・MBX-25	倉庫類	スポーツセンター管理
空手マット	NOK-1000-A	運動用具類	スポーツセンター管理
空手マット	NOK-1000-A	運動用具類	スポーツセンター管理
自動フラッシュピストル(陸上競技用)	MS277	運動用具類	スポーツセンター管理
自動フラッシュピストル(陸上競技用)	MS277	運動用具類	スポーツセンター管理
コインロッカー	1-302-0506 3列5段	保管庫類	スポーツセンター管理
物置	イナバMBW-50	倉庫類	スポーツセンター管理
サッカーゴール(一般用)	RT-FO10913	運動用具類	スポーツセンター管理
倉庫	MBW-32 間口1790mm×奥行1790MM	倉庫類	本蓼川多目的広場
ホース巻取機	車輪付 500型	農工具・諸機械類	本蓼川多目的広場
ホース巻取機	車輪付 500型	農工具・諸機械類	本蓼川多目的広場
ウォータークーラー	J-RWF-D51P	厨房用機器類	スポーツセンター管理
全自動血圧計	UDEX-SUPER Eタイプ	救急医療機器類	スポーツセンター管理
全自動血圧計	UDEX-SUPER Eタイプ	救急医療機器類	スポーツセンター管理
体重計	BWB-800	救急医療機器類	スポーツセンター管理
体内脂肪計	TBF-410 プリンターなし	救急医療機器類	スポーツセンター管理
身長計	30SK9115	救急医療機器類	スポーツセンター管理
カールストレッチベンチ	スペインストレッチャー 焼付塗装	運動用具類	スポーツセンター管理
コードレスバイクアップライト方式	エアロバイク2100U	運動用具類	スポーツセンター管理
コードレスバイクアップライト式	エアロバイク2100U	運動用具類	スポーツセンター管理
コードレスバイクアップライト式	エアロバイク2100U	運動用具類	スポーツセンター管理
コードレスバイクアップライト式	エアロバイク2100U	運動用具類	スポーツセンター管理
コードレスバイクアップライト式	エアロバイク820	運動用具類	スポーツセンター管理
チェストプレス	パラマウントシーテッドテスト	運動用具類	スポーツセンター管理

備品台帳

フライ	パラマウントバーチカルバタフライ	運動用具類	スポーツセンター管理
ブルーパー	QUANTUMブルーパー(RFM-RLM付)	運動用具類	スポーツセンター管理
ハイプーリー	パラマウントラットブルダウン	運動用具類	スポーツセンター管理
シーテッドローイング	パラマウントシーテッドロウ	運動用具類	スポーツセンター管理
バックエクステンションベンチ	45度ロ-マンベンチ焼付塗装	運動用具類	スポーツセンター管理
アブドミナルボード	焼付塗装 平型・山型ボード	運動用具類	スポーツセンター管理
レッグカール	パラマウントレッグカール	運動用具類	スポーツセンター管理
レッグエクステンション	パラマウントレッグエクステンション	運動用具類	スポーツセンター管理
レッグプレス	パラマウントレッグプレス	運動用具類	スポーツセンター管理
トータルヒップ	パラマウントマルチピップス	運動用具類	スポーツセンター管理
スーパーインプレスベンチ	焼付塗装30FT4612	運動用具類	スポーツセンター管理
フラットアジャスタブルベンチ	インクラインベンチ	運動用具類	スポーツセンター管理
セットバーベルラック	10本式WG-263	運動用具類	スポーツセンター管理
セットバーベルラック	10本式WG-263	運動用具類	スポーツセンター管理
ダンベルラック	10セット用 28TT-8400	運動用具類	スポーツセンター管理
クロームダンベルセット	1~10kg	運動用具類	スポーツセンター管理
スポーツミラー	リフェックスミラー-移動式H1800×W1500	運動用具類	スポーツセンター管理
スポーツミラー	リフェックスミラー-移動式H1800×W1500	運動用具類	スポーツセンター管理
ベルトバイプレーター	ジム用30RM8123	運動用具類	スポーツセンター管理
ベルトバイプレーター	ジム用30RM8123	運動用具類	スポーツセンター管理
テーブルローラー	テーブルローラー-ES 30RM7201	運動用具類	スポーツセンター管理
テーブルローラー	テーブルローラー-ES 30RM7201	運動用具類	スポーツセンター管理
グランドマスター200D	MIYACHI 200D型	運動用具類	スポーツセンター管理
バーチドレインVD7212	MIYACHI VD7212	運動用具類	スポーツセンター管理
スーパーモアLM180B	スーパーモアLM180B	運動用具類	スポーツセンター管理
屋外非常放送用設備	ラック形防災アンプ360W	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
屋内用非常放送設備	ロングラック形防災アンプ240W	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
テニスコート放送設備	クリアホン(30W 接続ケーブル付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
テニスコート放送設備	クリアホン(30W 接続ケーブル付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
テニスコート放送設備	クリアホン(30W 接続ケーブル付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
テニスコート放送設備	クリアホン(30W 接続ケーブル付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
屋外スタンド下放送設備	スピーカ-(15W 接続金具付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
屋外スタンド下放送設備	スピーカ-(15W 接続金具付)	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
自動火災報知設備	体育館、屋外運動場	消防・防災機器類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
卓球台	V2-DXブルーベリックネットサポート付	運動用具類	スポーツセンター管理
移動式バスケット台	セノ-(株)DA0665 5.26M×1.9M(土台1.087M)	運動用具類	スポーツセンター管理
移動式バスケット台	セノ-(株)DA0665 5.26M×1.9M(土台1.087M)	運動用具類	スポーツセンター管理
カローリングマスター競技用セット		運動用具類	スポーツセンター管理
サッカーゴール	少年用 アルミ RT-F010934	運動用具類	スポーツセンター管理
ビーチパラソルセット	ビーチパラソル支柱・机・ベース	運動用具類	スポーツセンター管理
ビーチパラソルセット	ビーチパラソル支柱・机・ベース	運動用具類	スポーツセンター管理
距離測定固定器	走幅跳三段跳、透視式	運動用具類	スポーツセンター管理
バスケット台	オレンジゴール	運動用具類	スポーツセンター管理

備品台帳

LE4人用ロッカー	イトキ HLE-8522-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE4人用ロッカー	イトキ HLE-8522-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE4人用ロッカー	イトキ HLE-8522-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE4人用ロッカー	イトキ HLE-8522-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE6人用ロッカー	イトキ HLE-8523-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
LE8人用ロッカー	イトキ HLE-8524-B9	保管庫類	スポーツセンター管理
コントラクトカーテン ミュンヘン100	サンゲツ PK167 5250×9050変形	寝具・布・衣類	スポーツセンター管理
コントラクトカーテン ミュンヘン100	サンゲツ PK167 5250×9050変形	寝具・布・衣類	スポーツセンター管理
コントラクトカーテン ミュンヘン100	サンゲツ PK88 12600×2750	寝具・布・衣類	スポーツセンター管理
サッカーゴール	ルイ高 一般用RT-F010903	運動用具類	スポーツ担当管理
サッカーゴールポトハンターⅢ	ルイ高 ジュニア用RT-F010936	運動用具類	スポーツ担当管理
サッカーゴールネット	ルイ高 一般用六角RT-N160502	運動用具類	スポーツ担当管理
コーナーフラッグ用金具	ルイ高 置敷式6本RT-F010944	運動用具類	スポーツ担当管理
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾瀬小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾北小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾西小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	早園小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾南小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	天台小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	北の台小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	落合小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	土棚小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	寺尾小学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾瀬中学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	綾北中学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	城山中学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	北の台中学校
AED壁掛け型収納ケース	日本光電工業(株)製YZ-041H7	救急医療機器類	春日台中学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾瀬小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾北小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾西小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	早園小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾南小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	天台小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	北の台小学校

備品台帳

AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	落合小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	土棚小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	寺尾小学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾瀬中学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	綾北中学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	城山中学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	北の台中学校
AED除細動器	日本光電工業(株)製AED-2100	救急医療機器類	春日台中学校
サッカーゴール	ルイ高 一般用 RT-F0100903	運動用具類	綾瀬スポーツ公園
サウンドテーブルテニス用卓球台	三英 SRサンレーダー	運動用具類	スポーツセンター管理
サッカーゴールポトハンターⅢ	ルイ高 ジュニア用 RT-F010936	運動用具類	綾瀬スポーツ公園
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	2010/3/4	運動用具類	スポーツセンター管理
車椅子使用者兼用卓球台	三英 VR VERIC-W(+VSAS)	運動用具類	スポーツセンター管理
サッカーゴールネット	ルイ高 一般用 六角 RT-N160502	運動用具類	綾瀬スポーツ公園
コーナーフラッグ用金具	ルイ高 置敷式 6本 RT-F010944	運動用具類	綾瀬スポーツ公園
サッカーゴールネット	ルイ高 ジュニア用 六角 RT-F160612	運動用具類	綾瀬スポーツ公園
卓球フェンス運搬車	三英 卓球フェンス運搬車S(BF-1用)	運動用具類	スポーツセンター管理
アルミバレー支柱	ベベルギア調節式(1.8~2.43)	運動用具類	スポーツセンター管理
球技ネット(6人制男子)	バレーボール用 巾1M、長さ9.5M	運動用具類	スポーツセンター管理
球技ネット(9人制男子)	バレーボール用 巾1M、長さ11.5M	運動用具類	スポーツセンター管理
球技ネット(9人制女子)	バレーボール用 巾1M、長さ10M	運動用具類	スポーツセンター管理
支柱カバー	バレーボール用 1.5M内径10CM	運動用具類	スポーツセンター管理
ボールカゴ	60×60×105.5CM	運動用具類	スポーツセンター管理
自動体外式除細動器 AED	AED-2100	救急医療機器類	スポーツセンター管理
自動体外式除細動器 AED	AED-2100	救急医療機器類	スポーツセンター管理
自動体外式除細動器 AED	AED-2100	救急医療機器類	スポーツセンター管理
自動体外式除細動器 AED	AED-2100	救急医療機器類	スポーツセンター管理
車椅子	株式会社ミキ	特殊椅子類	綾瀬スポーツ公園
ワイヤレスアンプ・チューナー	WA361CDA ユニベックス製	視聴覚・通信機器類	スポーツセンター管理
バレー支柱	S-0284ギア式スチール製	運動用具類	綾瀬小学校
バレー支柱	S-0284ギア式スチール製	運動用具類	綾南小学校
フットサルゴール・ゴールネット	EKE665 エパニュー製	運動用具類	スポーツセンター管理
ハンドパレットトラック	ビシャモンBM25LL (株)スギヤス製	運動用具類	スポーツセンター管理
バッテイングゲージ	テクノAA型250SNP付アルミ製	運動用具類	スポーツセンター管理
ノートパソコン	東芝製 20AUC01WW	事務用機器類	スポーツセンター管理

備品台帳

ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
ソフトボール用簡易外野フェンスアルミ製W2000	寸法:W2000×H1200mm×D500mm・重量:約8kg RT-B055020	運動用具類(①/②)	光綾公園
内外野フェンス用保管台車	寸法:H1240×W1250×D2314mm(キヤスター含む)・重量:93kg RT-B055025	運動用具類(①/②)	光綾公園
内外野フェンス用保管台車	寸法:H1240×W1250×D2314mm(キヤスター含む)・重量:93kg RT-B055025	運動用具類(①/②)	光綾公園
グラウンド・ゴルフ 8ホールセット	・ワンタッチホールポストセット8台・グラウンドゴルフ用旗8枚・スタートマット8枚 羽立工業 BH1503	運動用具類(①/②)	光綾公園
グラウンド・ゴルフ 8ホールセット	・ワンタッチホールポストセット8台・グラウンドゴルフ用旗8枚・スタートマット8枚 羽立工業 BH1503	運動用具類(①/②)	光綾公園
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	綾瀬小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	綾北小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	綾西小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	早園小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	綾南小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	天台小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	北の台小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	落合小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	土棚小学校体育館
支柱ハンガー(10本掛け)	S-3836(三和体育)	施設用雑具類	寺尾小学校体育館
ユーロレーキ(団結ほぐし機)	ER200H カーツ株式会社	農工具・諸機械類	綾瀬スポーツ公園
ターフキーパー(人工芝管理機)	TKB600H カーツ株式会社	農工具・諸機械類	綾瀬スポーツ公園
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	綾北小学校体育館内
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	綾北小学校体育館内
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	落合小学校体育館内
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	落合小学校体育館内
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	北の台小学校体育館内
卓球台	14-553K 三英	教授・保育・遊具類	北の台小学校体育館内
フィールド競技用制限時間告知器CV	NISHI/NMS159C	計量機器類	綾瀬市民スポーツセンター
フィールド競技用制限時間告知器CV	NISHI/NMS159C	計量機器類	綾瀬市民スポーツセンター
砂場防塵カバー	NISHI/N7A022248B	施設用雑具類	綾瀬市民スポーツセンター
棒高跳ボックス枠	NISHI/NF2016W	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
円盤投、ハンマー投兼用サークル	NISHI/NF2004D	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
円盤投、ハンマー投兼用サークル	NISHI/NF2004D	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
サッカーゴールポスト	5×2.15M 100×100角パイプ	運動用具類	天台小学校
サッカーゴールポスト	5×2.15M 100×100角パイプ	運動用具類	天台小学校
ポッチャハーフコート5×3m	B07XYW122D STEERTECH	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
ポッチャハーフコート5×4m	B07XYW123D STEERTECH	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
バレーボール支柱	B2938A トーエイライト	運動用具類	天台小学校
バレーボール支柱	B2938A トーエイライト	運動用具類	綾北小学校
バレーボール支柱	B2938A トーエイライト	運動用具類	綾南小学校
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 第一聖
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 第一聖
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 第一聖
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 ソフト
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 ソフト
ダイヤモンドカバースーパーUV 7m×7m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 ソフト
ダイヤモンドカバースーパーUV 8m×6m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 ソフト
ダイヤモンドカバースーパーUV 9m×9m	K-846別注 鐘屋産業	運動用具類	綾瀬スポーツ公園 ソフト
折畳式バスケット装置	床ハンドル壁面固定普及用上下調節付P板(1800×1050タイプ) セノー株式会社	運動用具類	綾瀬市民スポーツセンター
電話交換設備	αZX主装置typeS 寸法388*140*307(NTT東日本)	視聴覚・通信機器類	綾瀬市民スポーツセンター

